

令和 3年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録																					
招集年月日	令和 3年 12月 3日 (金)																				
招集の場所	筑前町役場議会議場																				
開 議	令和 3年 12月 7日 (火) 10時 00分																				
散 会	令和 3年 12月 7日 (火) 15時 13分																				
出席議員	<table border="0"> <tr> <td>議 長 田 中 政 浩</td> <td>1 番 寺 原 裕 明</td> </tr> <tr> <td>2 番 柳 雅 明</td> <td>3 番 持 山 英 幸</td> </tr> <tr> <td>4 番 石 橋 里 美</td> <td>5 番 木 村 和 彦</td> </tr> <tr> <td>6 番 深 野 良 二</td> <td>7 番 田 口 讓 司</td> </tr> <tr> <td>8 番 山 本 一 洋</td> <td>9 番 奥 村 忠 義</td> </tr> <tr> <td>10 番 山 本 久 矢</td> <td>11 番 木 村 博 文</td> </tr> <tr> <td>12 番 河 内 直 子</td> <td>13 番 横 山 善 美</td> </tr> </table>	議 長 田 中 政 浩	1 番 寺 原 裕 明	2 番 柳 雅 明	3 番 持 山 英 幸	4 番 石 橋 里 美	5 番 木 村 和 彦	6 番 深 野 良 二	7 番 田 口 讓 司	8 番 山 本 一 洋	9 番 奥 村 忠 義	10 番 山 本 久 矢	11 番 木 村 博 文	12 番 河 内 直 子	13 番 横 山 善 美						
議 長 田 中 政 浩	1 番 寺 原 裕 明																				
2 番 柳 雅 明	3 番 持 山 英 幸																				
4 番 石 橋 里 美	5 番 木 村 和 彦																				
6 番 深 野 良 二	7 番 田 口 讓 司																				
8 番 山 本 一 洋	9 番 奥 村 忠 義																				
10 番 山 本 久 矢	11 番 木 村 博 文																				
12 番 河 内 直 子	13 番 横 山 善 美																				
出席議員数	14名																				
欠席議員	なし																				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長 田 頭 喜久己</td> <td>副 町 長 中 野 高 文</td> </tr> <tr> <td>教 育 長 入 江 哲 生</td> <td>総 務 課 長 川 波 剛</td> </tr> <tr> <td>企 画 課 長 亀 田 美 香</td> <td>財 政 課 長 橋 本 照 美</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈</td> <td>出 納 室 長 仲 村 浩 之</td> </tr> <tr> <td><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一</td> <td>健 康 課 長 古 川 秀 志</td> </tr> <tr> <td>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行</td> <td>建 設 課 長 堀 内 明</td> </tr> <tr> <td>都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣</td> <td>農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行</td> <td>福 祉 課 長 神 崎 英 昭</td> </tr> <tr> <td>こ だ も 課 長 八 尋 福 由</td> <td>教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</td> </tr> <tr> <td>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</td> <td></td> </tr> </table>	町 長 田 頭 喜久己	副 町 長 中 野 高 文	教 育 長 入 江 哲 生	総 務 課 長 川 波 剛	企 画 課 長 亀 田 美 香	財 政 課 長 橋 本 照 美	税 務 課 長 稲 葉 佳 奈	出 納 室 長 仲 村 浩 之	<small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一	健 康 課 長 古 川 秀 志	環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行	建 設 課 長 堀 内 明	都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣	農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一	上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行	福 祉 課 長 神 崎 英 昭	こ だ も 課 長 八 尋 福 由	教 育 課 長 宮 崎 宣 匡	生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸	
町 長 田 頭 喜久己	副 町 長 中 野 高 文																				
教 育 長 入 江 哲 生	総 務 課 長 川 波 剛																				
企 画 課 長 亀 田 美 香	財 政 課 長 橋 本 照 美																				
税 務 課 長 稲 葉 佳 奈	出 納 室 長 仲 村 浩 之																				
<small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一	健 康 課 長 古 川 秀 志																				
環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行	建 設 課 長 堀 内 明																				
都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣	農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一																				
上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行	福 祉 課 長 神 崎 英 昭																				
こ だ も 課 長 八 尋 福 由	教 育 課 長 宮 崎 宣 匡																				
生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸																					
欠 席 者	なし																				
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>議会事務局長 山 本 孝</td> <td>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</td> </tr> </table>	議会事務局長 山 本 孝	議会事務局議会係長 田 中 晴 美																		
議会事務局長 山 本 孝	議会事務局議会係長 田 中 晴 美																				

会 議 録

令和3年第4回定例会

[一般質問]

令和3年12月7日(火)

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。</p> <p>11番 木村博文議員</p>
木村博文議員	<p>おはようございます。</p> <p>まず、議長にお伺いいたします。</p> <p>ちょっと私、下肢に障害が残っておりますので、大変申し訳ございませんが、立ったり座ったりが困難でございますので、座ったままの質疑とさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。</p>
議 長	はい、許可いたします。
木村博文議員	<p>ありがとうございます。それでは、失礼します。</p> <p>執行部の皆様におかれましても、座ったままの質問ということで大変失礼とは存じますが、よろしく申し上げます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>それでは、早速質問に入りたいと思います。</p> <p>私も病気をいたしまして、病気後、やっと初めての一般質問であります。いろいろ皆さんに心配とご迷惑をおかけしましたが、またこれからしっかりと住民サービス向上のために、一般質問をしっかりと頑張りたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。</p> <p>本日は、行政組織の在り方を問うということでお尋ねします。</p> <p>各担当課の皆様におかれましては、事前の調査でそれぞれから回答をいただいておりますので、本日は全般にわたり、町長に回答をいただきたいと考えております。</p> <p>通告書でお分かりのとおり、長くなっておりますので、簡潔に、機構改革の側面から回答をいただけたらと思いますので、ぜひご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本町は皆さんもご承知のとおり、合併して16年になり、その間、町長も代われ、機構改革も幾度となく行われております。</p> <p>その時々に出てきた課題等に速やかに対応して改革をされてきたものと一定の評価はできるところであります。今回の質問前に、一部の課ではありますが調査をしましたところ、まだ課題もあるように感じております。</p> <p>そこで、担当課はどう捉えてあるかをお尋ねしたところ、総務課では「人口増に伴う住民ニーズの多様化、災害及びコロナ禍において、業務が煩雑化し、子育て、健康、福祉や都市計画、災害対応や商工振興などを含め、様々な課題が浮き彫りとなっている。各課連携を図りながら業務を遂行しているが、本庁舎と支所連携など、物理的な課題もある。具体的に、各課長のヒアリング等を通じて現状を再確認し、本庁舎や支所に集約する部署を整理して、公共施設の有効な活用を検討しなければならない。まずは素案づくりに取り組みたいと考えるが、各所での調整を図る必要があるため、一定の準備期間が必要。機構改革について実施する方向で考えている」との回答でした。</p> <p>町長としてこの辺りをどう捉えてあるか、お尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。

	<p>私ども正副町長を含めまして、各課長の発言は、イコール町長、副町長の発言でもございます。</p> <p>今、総務課長の意見等を紹介いただきましたけれども、まさに町長と十分な協議の上での発言でございました。全く私も同意見でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>次に、人員配置についてお尋ねいたします。</p> <p>本町では、職員数が以前の219人から、現在では175人まで削減されております。町長の方針でもあり、合併した自治体では必須の流れだと思っております。</p> <p>本町は、今現在、借金も確かに多い団体です。最少の経費で、最少の労務費で最大の効果を上げるという信念の下に頑張っている職員の皆さんには感謝するところですが、一方では、本町は微増ながら人口も増えておりますし、町内ではまだ至るところで開発が進んでおり、しばらくは微増傾向は続くのではと見ております。</p> <p>そうすると、おのずと様々な住民ニーズが増え、今の職員数で大丈夫なのかと心配するところでもあります。</p> <p>会計年度任用職員の人数や配置についても、以前から議論が重ねられております。総務課にお尋ねしたところ、「職員数等については、各部署において必要人数を精査して配置している。適正であると考えて。会計年度任用職員は現在173名。5年縛りの雇用基準については、5年ごとに試験を実施する方向で考えている」とのことでした。</p> <p>改めてお尋ねいたします。今の町の課題を踏まえて、正規職員、非正規職員の人員数及び配置をどう考えておられるか。また、これから先も今の考え方を継続させるものか、併せてお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>定員管理の議論につきましては、合併時に様々な議論が起きました。そのときに、一番行政のニーズに合わせた職員、住民の規模はいかほどかということでありましたけれども、それは人口30万という結論が出されております。そして、その次により近いものが10万人であろうと。そして、なおかつそれが困難なときには3万人、1万人ということでありまして、やはりその規模に応じた職員体制を組まなければならない。ですから、本当に住民の方々の様々なニーズをくみ上げるとすれば、それを行政として実行していくとすれば、やはり数倍の職員が必要になってまいります。</p> <p>しかし、それはかなわぬことでございます。それを3万人規模で実行すれば、財政破綻を起こします。そういったことからして、やりくりをしてやっていく、要するに、原課はそれぞれ自分の仕事を全うするためにはもっともっと業務をやりたいと、非常に意欲的な管理職ばかりであります。からすれば、もっと職員が欲しい、もっと予算が欲しいと言われるのはもうすごくありがたいことだと思っております。しかしながら、それがかなわぬところが3割自治の地方自治体であり、3万人規模の自治体だと、そのように考えております。</p> <p>ですから、今の陣容を守りながら、そしてやりくりをしながらやっていかざるを得ない。また、部門においては広域連携をしなければならない、そのように考えます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、緊急時の対応ということでお尋ねいたします。</p>

	<p>昨今、新型コロナウイルスや豪雨災害等の対応では、職員の方の献身的な働きで終息に向けて大きく貢献していただいたことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>しかし、現場では、特定の職員に大きな負担がかかっているのではと心配しております。この問題について担当課にお尋ねしたところ、「コロナ禍や災害において職員に負担がかかっていることは承知している。配置替え等を弾力的に行ってきた。必要に応じて緊急性を考慮しながら人員増も含めたところで検討していきたい」との回答でした。</p> <p>緊急時においては、非正規職員では対応できないことも多々ございます。だからといって、いつ起こるか分からない災害に備えて正規の余剰人員を配置することも現実的ではないでしょう。</p> <p>しかし、最近は何十年に1回の災害が頻繁に起こっております。現在の状況を通常の想定範囲として考えるレベルになっているのではないのでしょうか。</p> <p>人員を増やすことが容易でないことも、先ほどの回答からも十分想定できることではございますが、この現実の問題をどう考えておられるか、町長にお尋ね申し上げます。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>私ども、様々に被災地を視察いたしました。これは議会のほうもされたと思います。その中で、自治体がどのような対応をしているのか、また、今、首長あるいは議員の研修の中でも災害というのは大きなテーマでございます。様々な、私も研修の場に率先して出向いております。</p> <p>その中で言えること、災害の規模によってはもう対応できないということを明確にすべきだろうと思っております。そのときには、県なり国なり、しっかりとした応援体制のための、今、つなぎをしっかりとしておく、そのことが極めて重要だと思っております。</p> <p>今まで私どもの町に起こりました災害においては、幸いにして規模が自治体でどうにかカバーできる災害でございましたので、課のやりくりをいたしまして対応してきたところでございます。</p> <p>特に、災害は建設課等々にかかなりの負担がございます。そのことの負担を少しでも応援するという意味合いで、各課から動員をかけます。そうすると、各課から1名ずつ減じられると、うちみたいな規模の課では大変な負担になっております。ですから、総合的に、この災害については、各課も負担を賄いながら対応していかざるを得ないということになっております。</p> <p>同時に、私も東峰村、朝倉市、それぞれ現地に入って作業もやってみました。そういった中で感じたことは、やはり連携なんだと。町村会なりに応援を頼む、そしてうちのほうも応援に行っております。そういったふうに横の連携をしっかりと取らないと、こういった大きな災害には対応できない。</p> <p>それともう1点は国への要望であります。非常事態のときには特別派遣団を編成してほしいと、そういった要望を町村会を通じてもやっております。そういった対応でないと現実的な災害に対応できないと、そのように考えております。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>理由は本当に分かりましたし、日頃から想定されて、やっぱり要望等をしっかりとしていただいて、活動もしていただいているということは十分理解できました。</p> <p>しかし、現状を見ますと、この課には無理がかかるとるな、この人たち頑張りよるな、短期的なら何とかしのいでくれるだろうけど、これが今のように何回も何回も</p>

	<p>災害が来たら本当にこの人たち大丈夫かなと、外部的な目線で見たらやっぱりそう思うんです。だから、ぜひちょっとでも改善するように、難しいかもしれませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問に参ります。</p> <p>企画課の業務についてということでお尋ねします。</p> <p>大刀洗平和記念館とちくちゃんバスの運營業務については、時間の都合上、併せてお尋ねしたいと思います。</p> <p>まず、大刀洗平和記念館についてですが、民間委託で運営ができないかということで担当課にお聞きしました。「まちづくりの基本理念である平和を推進する施設として重要な施設と位置づけています。修学旅行生も多く、若い世代への平和教育の一環として、スタッフも誇りを持って業務にあたっている。運営委託をすると町の考えや方針を反映することが難しくなるため、検討はしていない」という回答でございました。</p> <p>私は町の考えが反映しづらくなるとは思っておりません。公設民営は幾らでもある話で、みなみの里でも十分に町の意味が反映されていると思いますし、そのほかにメリットとして、公営で行うとどうしても年度内予算で決められたことしかできずに営業活動などが一定の制限をかけられてしまいますが、民間だとその辺りの縛りがなく、積極的に攻めの取り組みができることなどのメリットがあると思っております。そのほかにも、会計が独立することによって、財政上の運営状況が明確になり、健全な運営になる。そうすると、施設の業務継続の安定につながると考えます。</p> <p>また、ちくちゃんバスの運営委託についても、担当課にお聞きしました。そうすると、「地域巡回バスは、公共交通活性化実施計画を策定し、対策委員会において段階的に改善を図りながら現在に至っている。これまで民間委託の検討はなかったが、経費面や安全面を含めて、効率的、効果的な事業実施ができるということであれば検討していくこともできると思う」との回答でした。</p> <p>よその自治体においても、直営で運営しないところも耳にしております。以前よりこの課題を研究する上で、八女市が取り組んでいますデマンド型のタクシーの取り組み、これもありました。今では、うきは市、嘉麻市、岡垣町、添田町、まだほかにもあるかもしれませんが、多くの自治体で取り入れてあります。</p> <p>宮若市、ここにあっては、スマホで予約をして、AIがデマンドタクシーの最適ルートを導き出すシステムで運行されているそうです。もちろん、これはどれもタクシー会社などに民間の委託をされています。</p> <p>この2点の運営委託について、町長のお考えをお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>2点ということで、まず、平和記念館の民営化ということでしょうか。</p> <p>このいきさつは、もう議員承知のとおりでございます。民営であったものを官営に持ってきたわけでございます。しっかりとした方が民営をしておられました。その方がぜひと強く要望されて、こういった施設はやはり公共的に運営すべきだという強い要望の下に、前町長等が非常に熱心に取り組まれて建設に至ったわけでもございます。まず、そのことをきちっと理解しながら進めていくべきだろうと。</p> <p>その理由は様々でございますけれども、やはり、組織として運営すれば一個人の運営ではないから、その尊さが継承できるということでもあります。ともすれば、一個人に任せた運営になりますと、こういった非常に様々な利権がある施設につきましては、公平性あるいは客観性等々から問題も起こりやすいと。そういったことから、公共的な人が継続をしながら運営していくことが好ましいということではなされております。</p>

	<p>それともう1点は、財政面であります。以前も3万人ぐらゐの入館者があつたんです、民営のときにも。しかしながら、今は10万規模を目指しておりますけれども、昨今はそうはいきませんが、その分だけ多くの経費を必要としております。この経費を誰が負担するのかということは極めて重要であります。民営化しても、この負担の問題は大きく、そのまま継承されると私は思っております。したがいまして、効率的にやればやるほど、ある面では偏つた見方もできるわけございまして、そういった面では、皆様方の税金できちつと運営していくということだろうと思ひます。</p> <p>それともう1点は、この施設はやはり身の丈というのがあります。本来は県営レベルの施設であります。それを3万人の一自治体が運営していくということは、かなりの努力が必要であります。</p> <p>また、こういった施設は、地方交付税の基準財政需要額に算入される事業ではありません。したがいまして、地域独自の事業であるということで、その分だけ運営には責任を持たなければならないということになります。</p> <p>したがいまして、この施設につきましては、飛行場が近接自治体と一緒にあつたから一緒にやろうじゃないかという強い要望をいたしましたけれども、理由は様々でございましたけれども、やはり維持費の問題で、なかなか一緒にやろうというまでには至りませんでした。</p> <p>そのことから、当時、ぜひ運営については積極的に一般財源に迷惑をかけないようにやっていくというような強い思いの下で建設されたものでもございます。そういった意味合いを踏まえながら考えますと、やはり公設が適当であろうと、そのように私も考えます。これは企画課長が説明したとおりでございます。</p> <p>それからもう一方のちくちゃんバス、これは様々に今言われましたようなデマンドタクシー等々の研究をした上で今の現行がなされておりますけれども、さらなる検討ということで、今企画課のほうでもしっかり視察等も踏まえながら研究をしているところであります。</p> <p>要するに、経費と費用対効果、そして将来への展望、その3点の視点で今後結論を出してまいりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>平和記念館はよく分かりました。</p> <p>しかし、結局先ほども申し上げましたけども、やっぱり営業活動でしっかりと…。というのが、宇佐市ですね、ご存じだと思いますが、今度記念館を今から造られるということで進めてあります。追従する施設となると、やはり既存の記念館、近隣の記念館は超える、もっとアピール力の強い施設を造ろうとされるわけです。</p> <p>だからといって、普通の民間同士のお客さんの取り合いとか、そういう考え方はおかしいというのはもちろん分かるんですが、いくつか報告もございましたけども、十数万人、そのこのレベルを切ると、やはり運営上、大変厳しくなると、町の税金を投入せないかんということで報告も受けたところであります。</p> <p>やはり来ていただかないと、継続運営が大変厳しくなると心配しているところでございますので、できないではなくて、選択肢の一つとして民間委託も検討していただけたらと思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それから、ちくちゃんバスについてであります。いろいろな考え方も分かりますし、今走らせているバス、社協のほうから寄附していただいたバスも管理せないかん、町の持ち物でありますので管理していかなくてははいけない。</p> <p>それから、何か運営上、例えば事故とかいろんなことがあつたら、職員がすぐ行って対応しなくちゃいけないとか、ものすごく企画課に負担がかかっているように感</p>

	<p>じております。これも、先ほど申し上げましたデマンドタクシーのやり方も、いま一度検討していただいて、取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今の2点を含めて、次の質問であります、企画課自らの立案をとということでお尋ねいたします。</p> <p>私は、減らせる業務を整理することによって、企画課の根幹の業務である自ら企画立案することで、もっと住民サービスの向上を図っていただきたいの思いがあります。</p> <p>先ほども申し上げましたが、本町は今若い世代の流入が大変増えております。ありがたいことです。しかし、そのことによって住民ニーズも多様化していることもあり、企画課は既存の業務だけに追われてあるように見えます。</p> <p>企画課にこのことを聞いてみますと、「業務量の増加や専門知識を要する対応業務の増加などにより、職員が事務改善や新たな事業の発案などに意欲を持って取り組めるような余裕がない状況にあると思われる。できることからスクラップを図り、課内で協力して業務環境を整えていきたい」と前向きな回答はいただきましたが、やはり現状では、職員の皆さんが最大の能力を発揮するのは厳しい環境にあるのではと感じたところです。</p> <p>企画課OBの町長であれば、この状況をどげんかせんといかんと強く感じられるのではないのでしょうか。その辺りを町長にお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>本当に規模なんですね、福岡市とかあいつた大きな都市になりますと、企画セクションというのは各部署にあります。例えば税務企画、福祉企画、健康企画、そういったふうに各部署で企画部門というのを持っているんです。もちろん県もありますけれども。そういったことが小さな3万人の町では無理なんです。ですから、今現場作業に、税務課も現場に追われて、そういった企画する余裕はあまりないんです。それは福祉課も健康課も同じだと思っております。</p> <p>そういった中で、トータル的には本町も企画部署は持っておりますけれども、やはりどうしても事業計画等とセットして町の総合的な視点を持たなければならぬ。これは3万人規模の町の宿命だと思っております。</p> <p>私のときも、もう企画だけというか本来の企画だけするような事務的な時間はほとんどございませんでした。それは圃場整備をやり、あるいはコスモプラザを建て、合併を進めていく。そういった複合的にやりながら総合的な提案もしなければならぬ。ということは、ある面ではそれをよしと考えるべきだろうと思いました。いろんな情報が入ってくるわけですから。その中で総合的なものも養われてくるということになるかと思えます。</p> <p>うちの小さな3万人規模の町の企画課は、絶えず先端的な事業の事業計画を担当せざるを得ません。例えばDXであるとか、例えば今でいえばSDGsの対応、気候変動、そういったものは総合的でありますので、やはりセクション的には企画課が私は適当だろうと思っております。どうなるか分かりませんが。</p> <p>ですから、現場的には企画課も大変です。ただ、どこの課もそんなに余裕のある課はありません。そういったことからすると、ある程度の配置はいたしますけれども、やはりその中でそれぞれ頑張っってやっていただきたいと、その範囲内でやっていただきたいと、それしかないと思っております。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	分かりました。うちの3万人ぐらい町の規模で実際やることは、大変厳しいかも

	<p>しれませんが、私はこういう議員という立場になって、いろんな職員の方と、いろんな話をさせていただきました。その中で、やっぱりすばらしい考えを持った職員の方がたくさんいらっしゃいます。ぜひ、その方たちの気持ちを発揮できるところ、ここはやっぱり私は企画課ではないだろうかと素人なりに考えておるところでありますので、ぜひその余裕を、僅かでも、年に少しずつでもできるような組織づくりを頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に、農林商工課の業務整理をということでお尋ねします。</p> <p>これは以前にも質問したことがありますので、しつこいと思われるかもしれませんが、先日、本町商工会の報告会で議長にも参加していただいて、意見交換会を行ってまいりました。また、今年も農林商工課に商工係を設置して、「もっと積極的に商工業の振興取り組みをしてもらいたい」との意見が商工会から出ておりました。</p> <p>今、担当課では、特産品振興係の事務分掌で対応してあります。担当係員にも大きな負担がかかっているように感じております。これからアフターコロナでどれだけの経済の衰退があるかも分かりませんが、国が様々な支援策を講じることになると、担当係の業務もまた増えます。このままの係内の業務で大丈夫でしょうか。担当の農林商工課、総務課に伺ったところ、組織機構改革の見直しの中で検討したいとの判断でありました。</p> <p>この課題に対して、町長の見解をお尋ねいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>基本的に課長の意見のとおりでございますけれども、要は、対外的、何といいますが、類似団体等と比較しますと、うちは産業分野の職員が多いんです。やはり地域性があります。これは、私いつもブックを持っているんですけども、全国的に見るとうちの職員数は少ないです。でも、福岡県下の類団から見ると多いです。ですから、総数的にはある程度今の陣容で対応しないと、経常収支比率等々がキープできないと、そのように考えております。</p> <p>そういった中で大きな視点から見ると、産業分野というのは、農林水産分野というのは、商工も入っていますけれども、ある程度の人員はあるということだけはまずご理解をいただいております。あくまで3万人規模の町としてです。これが10万人規模になりますと倍ぐらい置けるでしょう。しかしながら3万人規模ですから、あの配置でないと福祉課に回せない、建設課に回せないということになりますので、その中でやはりやりくりをやっていかざるを得ないと。もちろん個人的な委託も必要でしょうけれども、業務委託も必要でしょうけれども、考えております。</p> <p>また、農林商工「課」なんです、大きな冠、課名をつけております。その中で係にないということのご意見だろうと思っておりますけれども、その辺のところは今後調整する必要もあろうかと思っております。</p> <p>しかしながら、機構改革というのは、その分野だけの名前を変えてもほかの課とのバランスがあります。こちらでは具体的な係名、こちらでは何か形式的な係名と、バランスが取れませんので、機構改革の中で検討していきたいと思っております。</p>
議長	木村博文議員
木村博文議員	<p>この農林商工課の「商工課」という担当というか看板、これはイメージの問題かもしれませんが、やはりそこから一歩進んでいくというやり方もあるかもしれませんので、ぜひ検討していただきたいと思っております。</p> <p>次に、観光を担当する部署の整理をということでお尋ねいたします。</p> <p>今現在、町の観光担当が企画課と農林商工課で連携して取り組んであります。朝倉観光協会に委託することもあり、以前から町で観光協会を置いて取り組んではど</p>

	<p>うかという提案もしたこともありましたが、今回は、機構改革の中で観光部門の整理をということでお尋ねいたします。</p> <p>事前の調査で、担当の企画課にお尋ねしたところ、特産品や商工振興など観光資源として捉えられる部分も多く、農林商工課と連携をしっかりと取る必要がある。内容により、両課が協力して観光PRイベントを取り組んでいるとのことでした。特に、道の駅、筑前みなみの里ができた今、あの場所でイベントをどんどん開催して町をアピールしていただきたい。そのほかに、町内には、今の言葉で言えば「バズる」観光施設がたくさん存在すると思っております。</p> <p>この観光部門を専任の係で取り組むことにより、もっと活発な活動ができるのではと思いますが、その辺りどうお考えか町長にお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>例えば、農林商工部門というのは産業なんです、産業というのは経済なんです。経済を興すために産業を振興させるということなんです。で、観光をその分野に持っていくということは、産業的な位置づけをするということなんです。うちはそういったインフラがあるのか、土壌があるのか、その辺のところは、国の画一的な観光政策ではなくて、我が町はしっかり観光というものを考えなければいけないと、そのように考えます。</p> <p>ですから、私も道の駅、様々にできる前に見てまいりました。ほとんどが閑古鳥であります。そんな中で活気を呈したのが湯布院でありました。湯布院はまさに観光の町であります。ゆえに、あそこの道の駅はやはりさすがだなと。語学まで入った道の駅であったということでもあります。</p> <p>国の方針といたしましても、道の駅をただ観光だけに使うのでは利用が十分でないということは認識しております。したがって、うちの町のほうには、ぜひ、暮らしの視点に立った、町の暮らしの役に立つような道の駅にしないかというふうな提案もいただいたところです。</p> <p>そして、今後大きく公共交通等が変わってまいります。そのときの拠点になる、そしてプラスで「赤ちゃんの駅」等々も入れておりますので、そういったふうに新しい道の駅をつくったらどうかという提案もいただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>次に、ため池管理についてです。(1)のため池についてですが、これは今現在総務建設常任委員会でも調査研究を行っております。ちょっと時間も押しておりますので、時間があれば一番最後にまたさせていただきたいと思っておりますので、(6)番1の福祉課及び健康課について質問をさせていただきます。</p> <p>以前から、両課においてはマンパワーの不足が顕著であり、職員は日々の目の前の業務を消化していただくだけで大きな負担がかかっており、高齢化なども進み、住民ニーズが増えているのに、福祉課においては今年度1人削減になっております。</p> <p>コロナ対策室や災害関係が優先するために、全体的な調整が行われた結果なのは分かりますが、よりによって人員不足の課を減員するのはどうなのかと感じております。</p> <p>これから先、コロナや災害関係がどのような推移をたどっていくか予想しづらいところもありますが、来年度以降も今の体制でいかれるつもりか、お尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	最初の質問にございましたように、今、機構改革が検討中でございます。その中で

	<p>十分検討はしてまいりますけれども、やはり3万人規模、170人の職員で、いざコロナが入った、いざ災害があった、もうどうしても各課に無理を言って1名の動員が必要だと。福祉課も健康課も、健康課の場合はコロナですから減はしておりませんが、やはりそこは無理を言って無理を言って、総務課長等が各課長に相談し、私も相談をし、何とか一人だけ出していただきたいと、そういった状況の中での福祉課での対応でもございます。</p> <p>人口が増加することで、住民課だって税務課だってやっぱり業務が増えます。出入りがありますので、保育所だって増えます。そういったところで、どこがどうだということは全く言えません。したがって、もう聖域なしの、ひとつ職員を出していただきたいと、そういうようなことで今対応しているところでございます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>この福祉課、私、今回障害を持ちまして、生活福祉係に大変お世話になったところですが、今補佐が係長を兼任してあります。大変、業務全体に無理がわたっているんじゃないかなということを肌で感じております。ぜひ、全体的な機構改革じゃなくても、人事異動の際にでも対応ができるかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>次に、福祉課と健康課の連携ということでお尋ねします。</p> <p>福祉課と健康課については、決算委員会の折にも申し上げましたが、連携が不可欠であることは言うまでもありません。私も今年障害を持った体になり、これは肌で感じたところであります。</p> <p>しかし、今の町の現状は、福祉課と健康課が4キロ以上も離れています。合併により既存の施設をできるだけ有効利用した結果が今だとは思いますが、今の体制をこのまま続けていくのは適当だとは思いません。</p> <p>担当課にこの問題をどのように考えているか聞いたところ、福祉課では、今後、介護と医療の一体的な取り組みを進める中で、連携は大変に不可欠であるとの判断でした。</p> <p>町長、この問題についてどのようにお考えをお持ちか、お尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>福祉課と健康課の連携、これは当然でございます。新しい庁舎、一番新しいのは身近に筑紫野市でございます。私何度も視察に行かせていただきました。まさに住民サイドというか、身近な住民サイドに立った機構であるし、建物でございました。1階にはそういった関係課、健康と福祉だけでなく、非常に住民と密接な課等は1階フロアにまとめてあると。専門的な方が来られるような部署、セクションにつきましては、2階、3階に上がっているということで、これが新しいスタイルなのかなと、新しい庁舎を造ればこういったスタイルになるんだなと、そのようにも感じているところであります。</p> <p>しかしながら、うちはきちっとした先人が造った立派な施設がございますので、その施設を活用しながら機構改革のほうでも今検討しております。まだ発表の段階には至っておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>次に、こども未来センターについてお尋ねいたします。</p> <p>今の子どもを取り巻く環境で、様々な悲しい出来事などの問題等が起こっております。</p> <p>本町では、こども未来センター等で相談を受けて、各関係部署につないで対応されているようです。最終的には、専門部署での対応になるかもしれませんが、今は相</p>

	<p>談者もあちらこちらの窓口に行かなければならず、職員の連携も取りにくい環境にあるようです。</p> <p>この件についても担当課に聞いたところ、「こども未来センターは健康課との連携が深く、母子保健サービスを介して対応するケースが多い。現在、子育て世代包括支援センターとこども未来センターと児童福祉係が異なった場所に分散しているので、連携が取りにくい」との課題を抱えてありました。そのほかにも小中学校との連携や発達障害に関わる課題もあるようです。</p> <p>時間の都合上、すべての担当課の回答は全部紹介できませんが、そのほかの意見として、「課を超えた住民対応ができるように臨床心理士や社会福祉士等の専門職を配置することが望ましい」との回答もいただいたところです。私も全く同意見でございます。</p> <p>子育てで困ったり迷ったりしたら、まずこども未来センターに行けばどうにかなる、そのような子育て世代の誰もが集う場所にできたらと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>議員が今質問されたとおりでございます。職員もそのように考えております。その意見は私のほうにも届いております。</p> <p>しかしながら、それをまとめるのに、至極やっぱりスクラップが要るし、ビルドだけでは駄目なので、どこをスクラップするか、要するに今言われました人員を全部挙げると数十人以上になるかと思えます。どこをスクラップするのかと、それは極めて困難であります。お互いの譲り合いも必要になってまいります。そういった調整を、今、機構改革の中で進めていこうと思っております。参考にさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>スクラップ・アンド・ビルドの考え方、これは本当に避けては通れないということも十分に分かりますが、やはり今回は機構改革の面でお尋ねしますので、深く掘り下げはしないんですけど、やはりこども未来センターは、困った人も、それとか、例えば、あそこに行けば何か子育てする世代同士楽しいところよと、子育て世代みんなが集えるような場所、そういうところにしていただきたらと思えますので、この件についてはまた深く、次回以降の一般質問でお尋ねしたいと思えますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、都市計画をまちづくり課にということでお伺ひします。</p> <p>都市計画課に積極的にまちづくりの仕掛けをやっていただきたいとの思いで質問をいたします。</p> <p>町には都市計画マスタープランや国土利用計画などがあり、それに基づいて各種実施計画が起こされています。しかし、町内の開発等を見ると、果たしてプランに沿った計画なのかと疑うようなものも中にはあります。</p> <p>また、以前あった企業誘致係もいつの間にか統合されてなくなりました。もっと積極的に町づくりの仕掛けを取り込める組織にさせていただきたいと、担当課の考えを聞いたところ、「マスタープランは、本町の持つ豊かで多様な調和の取れた土地利用を後世に引き継ぐために、地域の特性を生かした適正な土地利用を推進するもので、それに基づいて町土を6つのゾーンに分けて統一性のあるまちづくりを目指している。現在の土地利用を見ると、自然環境や景観の保全が課題となっているが、一方では、住環境の整備や中山間地域の活性化及び雇用の場の確保など、都市的な土地利用も重要な課題となっている。この双方を見据えながら、まちづくりを進めていきたい」とのことでした。</p>

	<p>また、企業誘致については、「企業誘致係は、平成29年にヤクルトへの用地引き渡し終了し都市計画係に統合されたことにより、以前に比べて積極的な誘致活動が困難になっている。また、その後間もなくコロナ禍となり、人流の自粛を促され、企業の動きも減った上に災害復旧支援への派遣なども重なり、体制を整えられなかったことも要因にある。積極的な企業誘致と言っても、やみくもに飛び込むものではなく、情報収集の中からの的を絞り、入念な事前調査ができる専門的な職員を育成しなければと考える。今後、四三嶋工業団地の残りの区画や主要道路沿線にこのような職員での積極的な誘致活動や、ヤクルト新工場建設に伴う優遇措置や上下水道を含む各種協議及び実務もあるため、企業誘致係の再設置が望ましいと考える」とのことでした。</p> <p>この課題について、町長の見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>企業誘致は、かなりトップセールスの影響が大きいところがございます。その点に私も責任を感じているところでございます。うちは非常に利便性が高い、企業の注目度も高いんですと言いながらも、用地の確保ができない、農業振興地域の問題があると、まさにここにあります。農振の問題に何か対応ができれば、かなりうちは進んでいくんだろうとっておりますので、まず、企業誘致というのは、農林商工課としっかり連携いたしまして、農地の転用等々の問題を対応していくことが一番だろうと、そのように考えております。</p> <p>それと、なぜ企業誘致係がなくなったのかと、やはり災害対応、コロナ対応でございました。そういったところに人員を持っていかざるを得ないと。そういったときにはちょっと1年ぐらい余裕があるところは回させていただきたいということで、各課からの陣容をそちらのほうに配置させていただいたということでございます。</p> <p>今後も、企業誘致は極めて重要でございますので、積極的に取り組みますけれども、いかんせん様々な条件がございます。そして自然環境も守らなきゃいけません。まさに総合計画であります。総合計画の下でしっかり取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>そうですね、今言われたようにやっぱり上位法が農地法があって、本当にそこがネックになっているということは十分、分かります。</p> <p>先月でしたか、TSMC、台湾の半導体メーカーが熊本に来るということで、新聞で発表がございました。目を疑いました。桁が違っているんだろうかなと、8000億を投資されるということで、1500人雇用があって、2024年に創業開始されるのではなかろうかということでした。</p> <p>これは、国家戦略でもこのあたりについては推進していくということで、その辺りが動いたのかなということもあります。やっぱり地震後に、地域経済の活性とかいうことについて、やっぱりあそこにそういうものを誘致しなければならないということがあったかもしれません。熊本の菊陽町なんですけど、調べたところ人口がうちの1.5倍ぐらいで、広さはうちの半分ぐらいなんです。政令指定都市の熊本市から2～30分ぐらいのところ、うちと似たような感じですね、うちも福岡市からもうちょっとかかりますが、位置的にも、いつも言われる地の利も大体変わらないような条件のところだと思っております。そこで、財政力指数が0.94、すごいですね。調べて、何があるんだろうかと思うと、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングという、ソニーの子会社なんですけど、大きなところがあるそうです。それから阿蘇製薬とかで、財政力指数が0.94ということですよ。うちの町は今、0.48</p>

	<p>ですか。</p> <p>こういった企業誘致によって、このあたりが大きく変わっていく。多分もうこんな企業がうちの町にもし来たら、本当に今の財政が本当に180度変わるようなことになると思います。それじゃあ、町の誘致で頑張ることができるかという、現実的には厳しいかもしれませんが、可能性としてはゼロじゃないと思います。</p> <p>ぜひ、その辺りをしっかり模索して、その辺りの情報をしっかりと調べて、これからも頑張って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>時間もありませんので、簡潔にお願いします。</p>
町長	<p>ご存じのように、ヤクルト誘致、これまた11地方公共団体の競争でございました。そういった中でうちのほうに来てくれるということも、今言われたような大会社ではありませんけど、やはり名立たる企業であります。</p> <p>それともう1社、やはり今そういった話があって、農地の問題でしっかり取り組んでおります。この2つが来ればうちの所得とか税金が大きく変わってまいります。そのことも将来のために頑張っているということだけ報告させていただきます。</p>
議長	木村博文議員
木村博文議員	<p>次に、デジタル化推進室の設置をということでお尋ねいたします。</p> <p>この件については、私も以前からICTの専門部署は必ず必要になってくると訴えてまいりました。その中で、以前の電算室が係として専任を2人置いて取り組まれていることは評価するところではありますが、皆さんもご承知のとおり、国もデジタル庁を設置して、積極的にIT化、またその先のDXを推進しています。</p> <p>現在、コロナ禍において、IT化が急速に進んでおります。まさにピンチをチャンスに変える動きでした。これから先、DXが進むと、デジタル分野はさらに複雑になると思います。国から様々な補助や支援に対しても高いスキルを持って対応しなければならなくなると思います。担当部署を設置して、専門官を配置して対応にあたるのが急務と考えます。</p> <p>担当課としては、設置に向けて検討中という回答をいただいております。このことについてどのような考えをお持ちか、町長の見解をお尋ねいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>DX等は極めて重要であることは、もう強く認識しております。と同時に原課とも調整中でありまして、原課が言いましたように、非常に前向きに考えていきながらも総合的な視点が必要なんだと。DXが要る、ため池が要る、福祉が要る、全てを設置することはまず不可能でございますので、そういった中でどれを優先していくかというのは、今後詰めてまいります。</p>
議長	木村博文議員
木村博文議員	<p>ありがとうございます。ぜひ前向きに検討を、早急をお願いしたいと思います。</p> <p>それでちょっと時間がありますので、戻って申し訳ありませんが、先ほどため池について省いておりましたので、(5)の①のため池についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>このため池の管理については、先ほども申し上げましたが、総務建設常任委員会でご調査をしております。今後、一般質問や委員会での提言という形になるかと思いますが、今回は、ため池に関わる課が、管理は農林商工課、防災面は環境防災課、そのほか災害が起きれば建設課など複数の課が関わっております。</p> <p>町内の68か所の調査も始まったところであります。これがどのような、これから推移で進んでいくか分かりませんが、池によっては防災上、早急な対策が必要と見受けられるものもあり、専門係を置いて速やかに取り組んでいく必要があるのではと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。</p>

議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>68か所のため池、これを町の能力で工事実行することはかなり不可能に近いです。したがって、これは県営事業等で積極的にお願ひしていきたい。かつて本町が実施いたしました圃場整備事業等々は県営事業が主なんです。ですから、県に事業主体としてやってもらえる、それについて町のほうも十分サポートしていく、そういった体制を組まないと、こういった大事業はなかなか実行できません。したがって、今後町として重要になってくるのは、予算の要望であります。採択をされること。そして、もうこれは計画はできますので、採択をしていただいてより早く、1年でも早く改修工事を進めていく。</p> <p>そのためには我々は何をすべきか、やはり一つは国への要望活動を強化していく必要があります。これはやはり競争でございますので、ほかの自治体も強力に進めてまいります。そのときに予算をより多く確保するためには、やはり、県、国等への要望活動が市町村としては極めて重要になってくると、そのような認識でございます。</p> <p>当然、町のほうも、圃場整備をやっておりましたときに土地改良区等をつくったりもいたしました。そういった体制は必要だろうと思っておりますので、どの辺、どのぐらいの重量になるかは、今後、調査して対応していきたいと思っております。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>先ほども申し上げましたが、今調査をしてこのまとめをつくっております。町内を回りまして、いろんな防災面とかからこれは早急にしないでという意見書を今まとめております。ぜひそういうものを参考にして早急な対応をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>今回、また長くなりましたが、今回質問するにあたって、総務課長に一番にどうだろうかということ担当課ということでお聞きに行きました。そうすると、先ほども申し上げましたように、素案づくりを今から頑張っていきたいということで、総務課長もまたご勇退まで時間が厳しいとこもあるかもしれませんが、ぜひ来年、再来年につながる、私どもも、もうあと来年まで1年ぐらいしかありません。そんな中で、それが的を得た機構改革ができるように、何か助言をしっかりとしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたい。</p> <p>町長におきましては、まだしっかりと時間があります。これ、今年したからといって、じゃあ来年から機構改革しますよということにはならんということには分かっております。来年、十分、準備期間をして、また再来年にということ大きな機構改革となるかもしれませんが、それにつながるようにしっかりと取り組んでもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で私の一般質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	これで、11番 木村博文議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>11時10分より再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:00)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(11:10)</p>
議 長	2番 柳雅明議員

柳 議 員	<p>一般質問の通告書に従いまして、質問させていただきます。</p> <p>自分は3点ありますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>先ほど質問されました木村博文議員、総体的にいろんな面から話されたんですけども、自分は具体的な内容で質問をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、第1問でございます。</p> <p>建築物の違法性の調査及び指導についてでございます。</p> <p>建築基準法に定められた建築、また大幅な改装、改築または増築など、確認申請の手続きの中で不備などが増加しているとの新聞報道がありました。また、消防用設備の不備や故障などにより、設備の未改修などで人命危険に関係する様々な要因もあります。</p> <p>すいません、マスク取って質問させてもらっていいですか。</p>
議 長	はい。
柳 議 員	<p>改修の指導にもかかわらず長年放置されている建築物や、予算的措置で後回しにされている物件もあるようです。防火などの不備による福祉施設の火災や、警報器の不備による逃げ遅れなどで人命が失われ、そういう災害が後を絶ちません。</p> <p>また、地震が起こりやすい日本において、建築物の耐震性は非常に重要になってくるのですけれども、耐震基準を満たしている不特定多数の人が集まる建物や行政施設の建築物の把握は重要になってきます。避難場所として決められている施設はもとより、地区の公民館などの耐震基準は不明のままのところが多数存在すると考えられます。それぞれの各行政機関で指導はなされているのですけれども、指導を受ける側の防災に対する認識は追いついていないように感じられます。</p> <p>筑前町の都市計画課は建築主事を置く特定行政庁ではないのですが、建築に関する情報が伝わらずに、防災に関して希薄になっているのではと心配しております。これからの筑前町が大きくなっていく過程で、都市計画の策定は大きなウエイトを持つようになると思います。その段階で、他の行政機関との情報交換がなされていれば、住民の安全確保に役立てる一つの参考になるのではと考えております。</p> <p>そこで質問いたします。現在、他の行政機関との情報または意見交換はなされているのでしょうか。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>建築確認申請につきまして、それに伴う調査、そういった審査は、町のほうでは特に行っていない、行えない状況でございます。</p> <p>他の機関と申しますと、特定行政庁、あと消防署、そういったところとの情報交換になるんですけども、特に私どもとしてはできていない状況でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>やはりこれから非常に重要になってくる案件だろうと思います。後で言いますけれども、情報交換するということはやっぱり住民の安全につながる、そして町のほうも動きやすくなるということが往々にしてあると思いますので、これからの課題として取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>質問いたします。</p> <p>建築物の不備の建物の把握はある程度できておりますでしょうか。例えば消防機関との情報交換がなされていれば、結構、防災に関する情報のやり取りはできていると思いますけれども、その点いかがでしょうか。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。

	<p>建物を建築する際、建築基準法に基づき、事前に特定行政庁へ建築確認申請を行い、審査及び検査を受けなければなりません。本町では、一級建築士の国家資格を持ち建築基準適合判定資格者である建築主事を置いておりませんので、審査及び検査の権限がございません。そのため、建築確認申請に伴う事務は県の建築指導課が行ってございます。なので、町では建築不備の建物の把握はできていない、できない状況でございます。</p> <p>なお、県内の自治体で特定行政庁を設置しているのは、両政令都市と、中核都市の久留米市、大牟田市の4自治体でございます。本町を含むほとんどの自治体は建築申請の戸数及び行政職員規模を鑑みまして、専門性の高い業種である建築主事を置いておりません。なので、県が建築確認業務を行っている状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>建築の不備といっても様々なんですよね。老朽化している建物、それから地震や火災に対応が難しい建物、火災の危険性が大きい木造建築物、また建築許可の確認申請を怠り違反増築したり建蔽率を持っていなかったりと、様々な考えられます。</p> <p>それで、できる限り、都市計画をこれから大々的に進めていく上でも確認は、やはり情報をつかんでおくべきではないかというふうに思っております。</p> <p>質問いたします。</p> <p>県の建築指導課との情報交換はできているか、先ほどとダブるかもしれませんがけれども、お願いします。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>県の建築指導課に建築確認申請が提出されますと、町は連携して建築確認に伴う前面道路の判定調査を行い、県に結果を進達いたします。</p> <p>議員がおっしゃいます違法建築物の県との情報交換につきましては、県と協議しましたところ、個人情報観点から情報を得ることが困難でございました。</p> <p>また、平成11年の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関でも建築確認申請が可能となりましたので、現在は複数の民間機関への申請が全体の8割強を占めている状況となっております。そのため、こちらから情報を得ることも同じく困難であります。</p> <p>県の建築指導課は、違反建築物や無断建築物を定期的にパトロールしており、町もこれらの疑いある建物を発見しました際、県へ情報提供すれば、調査の上、是正指導することとなりますので、今後町も注意しながら県と連携していくものでございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>民間に建築確認事務の委託というのはなされているんですけども、やはり、なかなか民間企業ですので、最低限の確認、指導しかやってないわけですよね。それで、行政機関がすると、例えば公共機関とか学校とかは、後で述べますけれども、耐震基準でも例えば1のところを1.5ぐらいに耐震強化して指導するというふうなことも出されております。そういうところも鑑みまして、やはり把握は必要だろうというふうに思っております。</p> <p>県の建築指導課でお話をお聞きいたしております。行政機関との意見交換ができる規定がないために、特定行政庁、先ほど言われました特定行政庁以外の市町村との情報のやり取りは行っていないということの回答を得ております。</p> <p>ただし、消防機関とは、建築同意の関係上、ある程度の情報の共有は行っているということでした。建築物週間というのがありまして、その建築物週間で消防それか</p>

	<p>ら県の建築指導課が同時に違反建築物の調査に回っておりますので、そのときには消防が同行して一緒にやっているということはございます。その中で、例えば市町村も加えてもらえないだろうかというふうなご願ひは、今後していくべきではないだろうかというふうに思っております。</p> <p>続きまして、先ほど言いましたように、消防機関との情報の交換ですけれども、その点はどうなっていますでしょうか。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>消防に関しましては、管轄の甘木・朝倉消防本部の予防課と協議をいたしました。が、町への情報提供につきましては、先ほどの建築指導課同様、法的根拠がないため不可能な状況にあります。</p> <p>しかし、消防本部では、不特定多数の人が利用する施設の重大な消防法令違反について、違反対象物の公表制度がございまして、ホームページにて、違反建築物の名称、住所、対象法令の公表を行っております。こちらの確認が可能となるものなので、町内の建物では、見ましたところ、現在移転準備で休業中の朝日の飲食店、こちら1件が自動火災感知設備未設置ということで公表されておりました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>地震や台風で避難する場合、消防用設備の不具合が指摘されている建築物の情報は共有することが多分必要ではないかと考えております。また、火災が発生した場合、確実に避難できるような設備、自動火災報知設備、それから屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の不具合が指摘されている建築物等の把握も必要ではないかと考えております。</p> <p>先ほども述べられましたように、表示公表制度に基づきまして、総務省消防庁のホームページで全国の特定対象物の重要違反の一覧表を見ますと、甘木・朝倉消防本部の欄では五つの対象物が挙げられておりました。</p> <p>当町の対象物がその中になければいいと思っていたんですけども、屋内消火栓設備と自動火災報知設備の不備が対象として挙げられておりました。</p> <p>この統計は、医療機関、デパート、ホテル、旅館等の特定対象物だけで、工場や作業場、それから学校、行政機関、デパートなどの非特定対象物はその中に含まれておりません。全体を含めると、かなりの数の消防用設備の不備建築物があると思われれます。</p> <p>また、建築基準法に定めております避難設備としての2方向避難、それから防火用の面積区画、これ、1,500平米区画でのシャッターの設備とか、階段室の縦穴区画。縦穴区画といいますと、煙が入ってこないような区画なんですけれども、そのための防火扉等が考えられるんですけども、入り口と反対方向の避難口に物があつたり、防火区画をしなければならぬシャッターの下に物があつたり、防火ドアの周りに物が置かれていたりすると、防火ドアが閉まらなくなったり機能が発揮できないなどの人命の安全に直結する危険因子がたくさん存在しております。</p> <p>それで質問をいたします。</p> <p>耐震基準に関する情報はどこまで把握されておりますでしょうか。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>平成17年の国の耐震改修促進法の改定を受けまして、筑前町耐震改修促進計画を策定しております。</p> <p>耐震化の現状としましては、役場や学校等の公共施設等、民間の不特定多数者が</p>

	<p>利用する特定建築物の耐震化率が全体で92.3%となっています。</p> <p>また、本町の木造戸建て住宅に関する耐震率は74.6%でございます、国の75%とほぼ同じ耐震率となっている状況です。</p> <p>町では、耐震化向上のために広報やホームページで地域防災対策は自らの問題、地域の問題といった意識の普及啓発を行うとともに、昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅について、県の耐震アドバイザー派遣制度や、耐震改修工事及び危険ブロック塀の撤去費の一部助成を行っております。</p> <p>なお、地区公民館につきましても、先ほど申しました県の耐震診断アドバイザー派遣制度や町の自治公民館等コミュニティー施設整備事業、これにて改修工事費の一部助成があります。耐震強度に不足があれば、補強工事にご活用していただきたいと思っております。</p> <p>危険ブロック塀につきましては、3年前の大阪府北部地震、こちらで児童が下敷きになる事故が発生しております。福岡県も直ちに通学路沿いのブロック塀調査を行いまして、建築指導課の結果の報告によりますと、安全性に問題のあるブロック塀等に該当なしというふうな報告を受けているものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>地震国であります我が国では、いつどこかで地震が常に発生しております。当町も、福岡県は警固断層、西山断層、水縄断層に囲まれた地域でございます。</p> <p>1981年、昭和56年6月に制定されております新耐震基準、それ以前の建築物で公共の要する用に供する建物や不特定多数の人が出入りするデパート、病院、大ホール、大規模商業施設、ホテル、旅館など、適合するように特に指導されております。そのほかの施設も同様に適合するようにはしていかなければならないと思っております。</p> <p>2000年——平成12年には、一般住宅を建築する場合に耐震基準に適合する構造にすることが義務づけられました。建築指導課の話では、ブロック塀の倒壊防止や、先ほど言われましたように、一般住宅の耐震化については情報を都市計画課に提供しているということでした。それで、現在の町の補助事業にも、2000年以前の一般住宅に対しても耐震化する助成を実施しているのがこの情報だと考えております。</p> <p>それで、先ほどから言っておりますように、やっぱり各行政機関との情報交換が今後さらに必要になって、住民安全を守るためにもぜひ頑張りたいと思っておりますし、日本国中、各地で地震の発生が後を絶ちません。そのことも鑑みて、ぜひいろいろな面で方向性を見つけていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、防災情報の開示についてお尋ねいたします。</p> <p>地区の防災訓練で感じたことですが、自分の地区にどれだけの人がいて、それを把握できているか、いやできていないのが実情です。この家には何人いて、高齢者は、それから子どもは何人いて、高齢者が避難するのに支障があったり特定の疾病があったり、適時薬剤投与しなければならぬなど、様々な要因が出現しているんですけれども、なかなか把握できておりません。</p> <p>災害時に家族が全員そろっていて、情報把握ができればいいんですけれども、いつどんな災害が発生するのか予想がつかえません。やはり、近隣とのお付き合い、向こう3軒両隣と昔から言われておりますけれども、より詳しい情報がもたらされる重要性がクローズアップされているのもこの一つではないかと思っております。</p> <p>先頃、静岡県熱海市で発生いたしました大規模崩壊事故で、たくさんの人が死傷</p>

	<p>しました。テレビで映し出されていたのは、命がけで避難されている様子でした。たまたま、これが昼間の出来事でしたので、夜間に発生したらもっと多くの犠牲者が発生したのではないかと考えると恐ろしくなりました。</p> <p>その後の捜索については、多くの救助に携わる方々が、まだ土砂や水が流出しているのにもかかわらず、迅速に注意深く実施されていることに感銘を受けました。流された家の方の捜索については、救助隊が適切に対応できるように、誰々が不明になっていると、災害不明者情報が早い段階で開示され、迅速に捜索できたとのことです。個人情報とはなかなか開示されにくい状況ですけれども、この自治体の対応は、効率的な捜索活動のための基準を作成していたのかもしれませんが。</p> <p>個人情報と命とのはざまをどう判断するか、難しい問題を今後検討する時期になっているのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、質問させていただきます。</p> <p>災害時に捜索活動のための措置としての情報公開に関する基準を、当町は策定されておりますでしょうか。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町では、災害対策基本法に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と町民の福祉の確保に期することを目的に、地域の防災に関する基本計画として地域防災計画を策定しております。</p> <p>その中で、安否情報提供計画を策定しております。これは、町が収集した被災者の安否情報を照会者に回答する場合の措置で、被害者等の権利・利益を不当に侵害することがないよう配慮が必要です。</p> <p>また、被害者の中には、DV加害者に居所等が知られることがないよう管理を徹底することとなっております。その上で、提供できる情報の基準が示されており、町が公益上、特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報を提供できるとしております。必要に応じて、県、警察及び災害対策本部で十分事前調整、協議した上で、個人情報保護条例に照らし合わせて捜索活動への情報提供を行うものとし、情報の取り扱いについても適切に対応してまいります。</p> <p>重複するかもしれませんが、本人または第三者の権利利益を不当に侵害しないよう、住民基本台帳の閲覧制限がある場合、家族から明確な公表拒否の意思がある場合は公表しないこともあり得ます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>ある程度策定されているということですが、お願いしたいのは、迅速に救助にあたる人たちに情報が伝わるように、個人情報の保護も大事なんですけれども、やはりいつ二次災害が起こるか分からない状況の中で活動している救助する人たちですね、自衛隊それから消防、警察、それから消防団、やっぱりいち早く、できる限り情報開示していただいて、災对本部の中でも早急な結論を出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それから、次に質問させていただきます。</p> <p>災害弱者がいっぱいいますよね、災害弱者のための情報を、例えば健康課、それから福祉課、それから子どもたちがいる教育課などと共有されているかどうかをお伺ひします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、災害発生時の体制確立についてご説明申し上げます。</p>

	<p>災害が一旦発生しますと、防災事務局であります環境防災課に住民及び関係機関から多くの問い合わせや情報が入ります。また、県や消防署、自衛隊への連絡等、急激な業務が発生いたします。そこで、災害警戒本部または災害対策本部を設置する際には、あらかじめ7部の事務分担を決めておきまして、災害対策本部設置の際は、被害状況等の災害情報を各部で共有した上で、災害対策本部において災害応急対策の方針を協議し、適正に決定していくとしております。そのため、各部とも有機的に連携しておきまして、情報を共有している仕組みとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>災害弱者のことでお尋ねいたしましたけれども、例えば災害弱者の方が避難した場合、先ほども申しましたように、都市計画課で質問しましたけれども、災害弱者の方が避難する施設、そういう施設の確立とか、そういうところも十二分に配慮していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>最後に、各自主防災組織との連絡調整、それから防災講習会等の計画を作成して、今後実施していかれる予定があるかどうかお尋ねします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在、51行政区のうち自主防災結成区は43行政区で、組織率約95%となっております。未結成の行政区に設立を呼びかけておりますけれども、昨年からのコロナ禍で、本年度につきましては新規組織化は3行政区にとどまっております、若干停滞している状況でございます。</p> <p>自主防災組織は、自助、共助を強化するための組織です。有事の場合、例えば迅速な避難行動が可能になることが期待されております。</p> <p>昨年の台風10号の際は、自主的に避難所を開設された組織から、炊き出しを行ったことも報告がっております。また、日頃から防災学習会や訓練を行うことで、避難所運営や安否の確認、防災備蓄品の情報共有等ができます。そのため、町では平成21年度から、地域の防災活動を自主的に行う団体の育成や、その活動支援を目的に、活動に要する費用の一部を補助させていただいております。</p> <p>また、平成23年頃に結成した自主防災組織には、避難情報の改定や内容を一部見直しをしたため、機会があれば、随時新しい避難計画書を渡して、計画改定の支援や助言等をさせていただき、再度提出をしていただいております。</p> <p>さらに、出前講座や避難訓練は要望があれば受け付けておりますし、窓口にて相談された行政区長等にも避難訓練の実施の促しもしております。</p> <p>今後の予定としましては、防災イベントとして、12月11日土曜日の道の駅筑前みなみの里の防災発信拠点事業、来年2月に予定しております災害時受援訓練を計画しております。</p> <p>コロナの状況を踏まえながらになりますが、町内には防災意識の高い多くの防災士がおられます。防災士とは、自助、共助、協働を原則として、地域で防災力を高める活動を期待され、そのための十分な知識と技能を取得した方々です。</p> <p>まずは地域防災のリーダーとして防災士の研修等を検討しながら、行政区役員向けの防災講座を取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>12月11日に総合的な筑前町の防災訓練が実施されます。各行政区の区長さんたちがお見えになって、しっかり見ていかれると思いますので、充実した内容になることを期待しております。</p>

	<p>そして、これが単年度で終わるのではなくて、毎年こういう防災訓練を続けていかれて、毎年毎年違った視点での訓練をされていったら、より防災に対する認識が変わっていくのではないかと感じております。今後ともどうぞ続けてよろしく願いいたします。</p> <p>最後に農林商工課のほうにお尋ねいたします。</p> <p>これからの農業についてのお尋ねでございます。大規模農家がある一方で、小規模農家の生き残りが難しくなっております。後継ぎがいなかったり、採算性が取れなかったりと、様々な要因があり、離農する人が出てきております。集団で継続していくにも問題を抱えておまして、農地面積の違いから、作業する日数が多くなったり少なくなったりするという問題が発生する可能性があります。耕作面積により多く作業することなどになれば、集団がうまく機能していかなくなるのではないかと考えております。</p> <p>例えば、米、麦を主体とした農業の会社組織を設立して、作業員を採用して、経営する方法を考えてみました。農繁期以外は、ハウスや露地栽培などで野菜など作物を栽培し、木材伐採時期の冬季に至っては山林作業を行うなどと、様々な方法で会社組織を運営できるのではないかと考えていました。</p> <p>食料自給のための農業や山林育成を今後どう運営していくのか、大切な時期に差しかかっていると感じると同時に、この現状に行政と民間がどう協力しながら維持し、発展させていくのか大きな課題であり、また危惧でもあると感じております。そこで質問させていただきます。</p> <p>小規模農家を今後どのように指導されていくのでしょうか。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>筑前町では「人・農地プラン」を作成して公表をしております。このプランは、それぞれの地域で将来の農業を話し合い、将来の地域農業の中心経営体や、地域における農業の将来の在り方などを明確化したもので、プランでは多くの地域で集落営農組織が今後の地域の中心経営体として位置づけられております。</p> <p>集落営農は、ご存じのとおり、集落で暮らす人たち同士で協力して農業を営むやり方で、作業の役割分担により集落のみんなで助け合えば個々の負担が軽くなり、農業機械の共同所有によりコスト削減効果などのメリットがございます。集落全体の活性化にもつながります。地域の農業経営体を維持していくためにも、その重要性は高く、町もこれまでしっかり支援を続けてまいりました。</p> <p>組織の継続に向けては、先ほど議員がおっしゃられました、米、麦、さらには高収益の野菜、そして山林のように、複合的に収益の確保に努める地域経営、さらには法人化へと目指す姿の一つだと思います。</p> <p>収益確保に向けた組織の取り組み支援をこれからも続けてまいりますので、小規模農家であればこそ、集落営農の協働の力で収益確保に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>先ほども申しましたように、集落営農にはやっぱり問題点があると思います。やっぱり労働に資する時間の問題とか、それからやはり後継者の問題、それから高齢化の問題、いろいろあると思いますので、集落営農だけというふうな考えではなくて、もっと総体的な意見があってもいいのかなというふうに思わないでもございません。</p> <p>それで、小規模農家に対するこれまでの方針が見直されるとの未確認の情報があ</p>

	<p>ります。その内容といたしましては、有機農業の推進と作物の6次産業化ということのようです。</p> <p>また、それから大量に廃棄されている規格外の作物、要するに、曲がったり長さが足りなかったりという規格外の作物を有効に活用して産業化していくとなれば、これが実際に実現すれば、就農希望者が数多く出てきて、将来に希望が持てる農業へと変化していくのではないかと考えております。例えば、今まで農業をしたことがない人たちが、要するに小規模でも経営が成り立つような、そういうふうな方向に持っていくのが集団とは別に考えていく道筋ではないかというふうに考えております。</p> <p>続いて質問いたします。</p> <p>離農して所有者が不明な水田や山林については、今後どうされるつもりでしょうか。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>まず、今日現在で所有者不明の水田はございません。これまで農業委員が懸命にあっせんや農地利用の最適化に努めてきていただいた成果だろうと深く感謝を申し上げる次第でございます。今後も農地利用の最適化が継続できるように努めてまいります。</p> <p>続いて、不明山林ということについては、議員もよくご存じのとおり、現在、町では森林経営管理法に基づき、森林所有者へ意向調査を実施中でございます。所有者不明森林かどうかについては、この調査により判明をいたしますが、もし所有者不明森林が生じた場合は、特例措置を講じて、町の経営管理権集積計画の同意手続きを行いまして、町として必要な経営管理を実施してまいります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>不明の水田等がないということは非常にいいことだろうと考えております。ただ、山林につきましては、やっぱり不明が、よその市町村の状況を見ますと、1割から2割ぐらいは不明の山林があるようですので、山林の集積計画をするときに、やはり問題になってきます、同意が得られませんので。そうすると、町のほうは公告してそれを収用するような形になると思いますけれども、なかなか作業が大変だろうと思いますが早急な意向調査をしていただくようお願いしたいと思います。</p> <p>所有者が不明な水田や山林はどれくらいあるかということですが、これは飛ばします。</p> <p>そして、所有者が不明な土地の固定資産税の未回収率と質問しておりますけれども、これも飛ばしていただきたいと思います。</p> <p>最後に、中間山地では鳥獣被害が深刻でして、ある地域では作物が全滅しているということで、そういう話を聞いております。数年間続けてこのような状態になれば、やはり農業を諦めていく農家が出てくるのも当然と考えます。</p> <p>しっかり頑張って駆除なんかもやられているんですけども、やっぱりなかなか鳥獣のほうは頭がよくて、やっぱりすごい鳥獣被害になっているようです。狩猟組合の方が頑張って駆除されておりますけれども、駆除することとの採算性が合わないということで、なかなか積極的になれないとの不満が多数聞こえております。</p> <p>また、鳥獣を捕獲しても、ジビエ料理とする施設がないために、内臓等の廃棄物、それから皮等の廃棄物の処理に困っている方もいらっしゃるようです。本格的に対処する時期が到来してきているのではと考えております。また、我々の生活圏を共にしている生物、特に動物との共存も念頭に置きながら、今後研究していくことも</p>

	<p>必要だと感じております。</p> <p>最後に、今年から来年にかけては例年より寒くなると予想されております。いきなり寒い外に出て血圧が上昇したりすれば、脳血管障害、心臓病の発生する確率が高くなります。また、寒いからといって熱い風呂に入ったりすると、急に血圧が下がって意識がもうろうとなり、そのまま溺れるということもあります。皆さん、体調管理には十分に注意されて、住環境に配慮されて、寒い冬を乗り切っていただきたいと思います。</p> <p>以上で私の質問を終わらせていただきます。</p>
議長	これで、2番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>午後1時より再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:54)</p>
再開	
議長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(13:00)</p>
議長	4番 石橋里美議員
石橋議員	<p>通告書に従いまして、質問させていただきます。</p> <p>まず初めに、マイナンバーカードの普及促進について伺います。</p> <p>皆様もご存じのとおり、マイナンバー制度は、平成27年10月以降、日本に住民票を有する全ての方に一人一つの12けたの番号が通知され、平成28年1月より本格的にスタートをしております。</p> <p>総務省のホームページでは、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で効率的に情報を管理して、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用され、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤とされています。</p> <p>この期待される効果の1点目の行政の効率化として、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合や転記、入力などを要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、複数の業務管理の連携が進み、作業の重複などの無駄が削減できます。</p> <p>2点目の国民の利便性の向上は、諸手続きに必要な添付書類の削減など行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されるとともに、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりすることができます。</p> <p>3点目の公平公正な社会を実現として、所得やほかの行政サービスの需給状況を把握するため、不正な負担や給付を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるとされております。</p> <p>マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードであります。</p> <p>マイナンバーは、先ほどの3つの効果が挙げられていますが、マイナンバーカードの普及と利活用の促進が課題となっております。</p> <p>そこでお伺います。本町におけるマイナンバーカードの現在の交付状況をお聞かせください。</p>
議長	住民課長
住民課長	お答えいたします。

	<p>総務省のホームページ公表、令和3年11月1日現在の筑前町の交付件数は8,999件です。交付率につきましては、約30%となっております。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>令和3年の11月1日現在で私も調べましたところ、全国の交付状況が39.1%。福岡県の交付状況も全国と同じで、39.1%。今答弁でありましたように、本町では約30%ということで、やはり低い状況であるということが確認できると思います。</p> <p>それでは、なぜこのマイナンバーカードの交付が進まないのか、進まない要因を町はどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	住民課長
住民課長	<p>お答えします。</p> <p>交付が進まない要因につきましては、マイナンバー、個人番号は住民全てに付番されており、個人番号通知カードまたは通知書に通知されております。</p> <p>なお、マイナンバーカードについては任意で申請し取得できるものとされており、マイナンバーカードの交付が進まない、申請されない要因については、アンケートの結果等がありませんので推測ではありますが、必要な人が任意で申請し取得するカードであること、カードを持っていないでも困っていない、セキュリティーは大丈夫なのか、取得してもカードを利用する機会がない、などが要因ではないかと思われまます。また、マイナンバー制度に反対されている人もおられると思います。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>マイナンバーカードが任意であるということと、カードがなくても困る場所がない、また使えるところがないという答弁でしたけれども、これも内閣府がこのマイナンバーカード制に対して世論調査をされています。それは、今答弁にありましたように、取得しない理由として最も多かった回答が、取得する必要が感じられないから、これが57.6%、身分証になるものはほかにあるからというのが42.2%、男女別、また年代別に関しましても全く同じ傾向となっていました。</p> <p>この傾向から、マイナンバーカードの普及には何らかのメリットを実感できるサービスの提供が重要であると考えました。</p> <p>サービス提供の一つといたしまして、住民票の写しや印鑑登録証明書、各種税証明書などの各種証明書の取得が挙げられますが、窓口で交付された件数を令和2年度の決算資料で確認をいたしますと、元年度が4万755件、令和2年度が3万7,773件、昨年度は、コロナ禍の影響もあって若干少なくなっているようですが、年間約4万件程度の交付事務を行っておられます。</p> <p>当然、申請される方が複数の交付申請をされることもありますので、一概には言えませんが、町の職員の方の交付に係る事務作業も多大な業務量であり、そして申請のために窓口に来られる町民の方もかなりの数に上ると考えております。</p> <p>そこで、皆さん、コンビニ交付というものをご存じでしょうか。皆様のお手元に資料をお渡ししております。このコンビニ交付のイメージの表なんですけれども、このコンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアで取得できるサービスであります。コンビニ交付のメリットは、町窓口の閉庁時である早朝、深夜や、土日祝日でも証明書を取得することができます。また、住んでいる市町村でなくても、いつでもどこでもすぐにワンストップで証明書などを受け取ることができます。</p> <p>利用するには、このコンビニなどの事業者が設置した端末、これはキオスク端末と言いますが、不特定多数の人がタッチパネルなどの簡単な操作で必要な情報にアクセスしたり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置です。</p>

	<p>このキオスク端末は、セブンイレブンやローソン、ファミリーマートなどのコンビニに加え、全国系列のスーパーのイオン九州などに設置されており、総務省のホームページによりますと、令和3年12月1日現在で、全国5万6,000を超える拠点で利用することができます。</p> <p>また、コンビニ交付に参加している自治体は全国で895市区町村、51%、福岡県においては、お隣の大刀洗町を含む38の市や町、63%が参加しております。私の友人でも、急に住民票が必要になり、役所に行ったところ、もう遅かったので窓口が閉まっていたということだったんですけれども、コンビニで住民票が取得できたのでよかったということで、大変便利だったということをお話しておりました。</p> <p>コンビニ交付に参加するには、委託手数料などの多少の費用が発生すると思いますが、町民の利便性向上及び町窓口業務の軽減などの効果が図れることから、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。</p>
議 長	住民課長
住民課長	<p>マイナンバーカードを利用した住民票等の写しのコンビニ交付サービスへの参加については、町民の利便性向上を図るにはよい事業であると考えられますが、現在のマイナンバーカードの交付状況、住民課窓口が本庁と総合支所の2か所にある状況では、利用者が限定されると思われ、窓口業務量の軽減になるか予測できない状況です。</p> <p>また、コンビニ交付サービスへ参加するには、町の住民基本台帳システムの改修等の初期導入費用や、業者へ毎年支払わなければならない証明発行サーバーの使用料などの経費、コンビニへの委託料の支払いなどがあり、財政支援はあるものの、多額の町費を伴い、利用者は限定されるため、費用対効果は期待できない状況です。そのため、現在の状況では、住民票の写し等のコンビニ交付への参加については難しいものと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>コンビニ交付、参加は厳しいということですが、費用の面でも相当な金額がかかると思います。けれども、まずはやっぱり住民の方たちがマイナンバーのサービスを知って、それによってまたマイナンバーを申請する方、交付の方々も増えてくると思います。</p> <p>マイナンバーカードの件ですが、内閣府の調査では、申請手続きが面倒だからとの理由も多く占めております。お隣の大刀洗町では、マイナンバー交付の申請に必要なサポートが行われております。これもホームページで調べたんですけれども、具体的には、平日昼間の申請が難しい方向けに、出張申請や、休日や夜間に申請及び受け取りサービスが行われて、さらに無料で申請に必要な写真撮影も行われておるそうです。</p> <p>マイナンバーカードの申請は、パソコンやスマートフォンなどで簡単に行うことができますが、お年寄りの方々などはなかなかそうはいかないと思います。本町におきまして、マイナンバーカードを申請するにあたり、手続きに必要なサポートはありますか、お尋ねいたします。</p>
議 長	住民課長
住民課長	<p>マイナンバーカードの申請については、パソコン、スマートフォンなどから申請するオンライン申請と、交付申請書を郵送する申請方法になります。</p> <p>郵送による申請については、指定サイズの顔写真を用意し、交付申請書に貼る必要があります。民間の証明写真撮影機が町内にもありますが、役場の窓口で顔写真撮影のサポートをすることで、申請につなげることができるのではないかと思います。</p>

	す。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>本町でも、誰でもやっぱり気軽にこのマイナンバーカードの申請ができるような手続き、まずはやっぱり写真ですね、なかなか個人で写真を撮るのが難しいという方も結構いらっしゃると思いますので、そのような手続きにかかるサポートをぜひ行っていただきたいと思います。</p> <p>国においては、令和2年12月25日に開催されたデジタルガバメント閣僚会議において決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の中で、令和4年度中に、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指して、マイナンバーカードの普及の加速化などを強力に推進するとされております。</p> <p>財務省においては、マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置期限を令和元年度から3年間延長し、令和4年度までとして、措置期限の4年度までに導入した場合は、6年度までの3年間、上限6,000万円の財政支援が行われます。</p> <p>取得している方が少ない中で、費用対効果という視点で考えると、まずはカードの普及であるとの考えも一理ありますけれども、カードを取得して使用できることのメリットとなる部分をつくっていったり、そして広く住民に周知していくことによってカードの普及の促進につながっていくのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、マイナンバーカードを図書館利用のカードとして利用するとか、窓口支援サービスとして、マイナンバーカードを提示することで、住民票の写し、税証明、戸籍証明書など、あらゆる申請書の記載を省略することなど、全国各地で取り組みが進められております。</p> <p>国においては、今年3月から一部の医療機関や薬局窓口でマイナンバーカードが健康保健証として利用できるようになりました。また、今日の西日本新聞では、昨日、岸田首相の所信表明の中で、マイナンバーカードと健康保健証、運転免許証との一体化、希望者の公金受取口座の登録を進めるとともに、本人確認機能をスマートフォンに搭載することで利便性を向上させます。また、さらに今月12月20日から、マイナンバーカードを使って、スマートフォンによって国内外で利用できるワクチン接種証明書を手に入れるようにしますということを述べておりました。このように、マイナンバーカードの利活用が促進されると思います。</p> <p>ここで、お手元の資料の裏のほうなんですけれども、コンビニ交付の利用状況を載せております。これは地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISの資料によります。コンビニ交付を利用している自治体数は、令和3年10月時点で、前年同月から122の自治体が増加しております。また、住民票などの交付数は約1.7倍増加しております。交付割合の実績といたしましては、市区町村の窓口が閉まっている時間でのコンビニ交付割合は、全国で48.2%。また、ほかの市区町村のコンビニを利用した交付割合も全国では19.1%となっており、多くの方々が利用されていることが分かります。本町においても、利便性の向上策として、まずはこのコンビニ交付への参加を検討していただきたいと思います。</p> <p>マイナポイントを最大2万円分付与することで予算編成を行うことが閣議決定をされました。この機会を絶好のタイミングと捉えて、住民サービスの向上や、行政の効率化を目指して、このマイナンバーカードの普及に取り組まれていかれることを期待いたしますが、町長のご所見をお伺いいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。

	<p>非常に参考になりました、こういったデータを示していただいて、話も私が知らない分野のことを様々に質問していただきました。ありがとうございます。</p> <p>ここまで全国的に普及しているということ、ちょっと私も勉強不足でございました。また、経費というのは当然財政経費も伴いますけれども、住民にとっても役場に来ることは経費なんです。そういった視点からも検討を要すると思います。</p> <p>今言われました2万円の交付、これをインセンティブとして、ぜひマイナンバー、それからコンビニ交付等を検討していきたいと思います。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>既にカードを取得されている方、また、これからカードを取得される、検討される方のためにも、一日も早くこのコンビニ交付の実現に対して検討して、取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>また、筑前町も人口3万人を超えましたので、若い方たちがもう本当にたくさん転入してきていらっしゃいます。そういう方たちのためにも、私もデジタルには本当に弱いんですけども、私たちの年齢がやっぱり考えを、率先してデジタル化に対応していかなくてはいけないかなと思っております。これでマイナンバーカードの質問は終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、3歳児健康診査における弱視早期発見のためのフォトスクリーナーの導入について質問させていただきます。</p> <p>未来ある宝の子どもを健やかに育てるため、必要不可欠な3歳児健康診査——略して3歳児健診とも呼ばれておりますので、これ以降は3歳児健診と言わせていただきます。</p> <p>3歳児健診は幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、この健診を行うことにより、視覚や聴覚、運動、発達などの心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導が行われます。また、心身障害の進行を未然に防止するとともに、虫歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導も行われております。</p> <p>そこで、まず最初に、本町での3歳児健診での項目をお尋ねいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>乳幼児健診は母子保健法に基づき実施しておりまして、法改正によりまして、平成9年度から実施主体が県から市町村となっております。</p> <p>この母子保健法第12条において、市町村が厚生労働省令の定めるところにより健康診査を行わなければならないとある法定健診に、議員がおっしゃっています3歳児健診が定められております。</p> <p>この3歳児健診検査項目につきましては、母子保健法施行規則第2条に、身体発育状況をはじめ13項目が示されており、これに基づいて、本町での3歳児健診では、身体測定、尿検査、問診、内科診察、歯科診察、歯磨き指導、育児相談、心理士面談、希望者や必要な方には栄養相談と、事前にご家庭で実施していただく視力検査、ささやき声検査を行っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>今、課長のほうから答弁がありましたけれども、3歳児健診で、身体、尿検査、問診、いろいろありますけれども、事前に視力検査を行うということで言われました。今日は、この3歳児健診の項目の一つでありますこの視力検査についてお伺いをいたします。</p> <p>町内の方ではございませんが、ある方から子どもの視力について、小学生の子ど</p>

	<p>もさんを持つお母さんの話を聞きました。その方の子どもさんは、小学校入学前の就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、弱視であることが分かりました。その段階で治療用の眼鏡をかけさせたけれども、視力はあまり上がらなかった状況だそうです。</p> <p>眼科の先生から、もっと早い段階で気づいて治療を開始できていたら視力が上がる可能性は違ってくると言われたそうで、なぜもっと早く気づいてあげられなかったのかと自分を責めたくなるとの内容でした。弱視の子を持つ親御さんの中には、このように自分を責める方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。</p> <p>日本弱視斜視学会のホームページによりますと、視力は、言葉や歩行などと同じく、成長に伴ってだんだん得る能力で、0歳では0.1ぐらいの視力しかなく、3歳頃に大人と同じ視力に達するとされており、弱視という言葉は、通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力との意味で一般的に使われておりますけれども、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を指しておまして、眼鏡をかけても視力が十分でない場合、示すと明記されております。</p> <p>弱視の割合は50人に1人とされており、早期発見、早期治療で改善できます。3歳で発見された弱視の多くは就学までに良好な視力を得ることができすけれども、4歳以上になりますと、小学中高学年までの治療が継続され、子どもにとって大きな不利になるとされており、</p> <p>また、山形大学の眼科の先生によりますと、2019年7月9日のラジオ日経で話されていたこの弱視の問題点というのは、見た目に分かりにくいため本人も周囲も気づきにくいということ。弱視は早期に発見できれば、眼鏡の使用と弱視訓練により治療可能ですが、発見が遅れた場合、生涯にわたり視力障害を負うこととなります。</p> <p>また、さらに片方の目が弱視の人が、成人後、事故などで健康なほうの目の視力が障害された場合、同じ仕事を継続できた割合は僅か35%であったとの報告もあり、働き盛りで視力を失うことで、社会に与える損失は深刻になります。</p> <p>また、海外で行われました多施設共同研究によりますと、3歳から5歳に治療を開始したグループは、5歳から7歳に治療を開始したグループに比べて、治療の反応が良好だったとの報告があったことから、眼科では、3歳児健診の視力検査を弱視発見の重要な機会と捉えております。</p> <p>そこでお尋ねをいたします。</p> <p>本町での3歳児健診における視力検査はどのようにされておりますか、お尋ねいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員お尋ねの3歳児健診におきます視力検査はどういうことやっているかということでございますけれども、3歳児健診におきます色覚検査におきましては、母子保健法により、議員もおっしゃいましたように、平成3年度から導入され、先ほどお答えいたしました施行規則第2条の中に、目の疾病及び異常の有無が健康診査項目に示されており、本町でも3歳児健診で先ほど申し上げましたように視力検査を行っているような状況です。</p> <p>視力検査の流れとしましては、1次検査は、健診の案内と問診票に、3歳児の視力検査のお知らせと、絵を書いた指標、それからフェイス眼鏡の視力検査セットを同封いたしまして、健診前に、先ほど申し上げましたように、ご家庭での視力検査を実施していただき、問診票に結果を記入して、健診当日に持参していただく方法で実施をしております。</p>

	<p>2次検査につきましては、健診会場で、健診当日の医師がその問診票を基に診察と総合判断を行い、異常が疑われるときは、眼科医への精密検査受診の判定を行い、紹介状を発行して、眼科での精密検査を受診していただくという流れとなっております。</p> <p>また、家庭での検査が難しい場合につきましては、当日健診会場で、看護師により、1次検査と同様の検査を実施しているような状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>今、視力検査の説明がありましたけれども、耳で聞くだけではちょっと分かりにくいと思ひまして、私も健康課にお願いいたしまして、視力検査のこれをいただてきました。これが家庭に、前もって視力検査といたしまして、問診票とこういうフェース眼鏡、こういうのが同封されるそうです。</p> <p>これによって検査をして、そして何かあった場合には2次検査でということでありますけれども、あるお母さんによりますと、いまだにこういうアナログがあるのかなという、本当にこれで視力検査ができるんだろうかというお話もいただいたことがありました。</p> <p>日本眼科学会によりますと、この弱視の子どもというのは、もともと見えにくい状況があるので、家庭でこういう視力検査を行ったときに、見えないとか見えにくいと訴えることがなかなかできないと思ひます。3歳児健診で弱視の早期発見が必ずしもよい成果を上げていないということが指摘、危惧をされております。</p> <p>専門家からは、家庭での視力検査と問診だけでは弱視が見逃されるとの指摘もありました。また、厚生労働省では、平成29年4月7日に、3歳児健診における視力検査の実施について、次のような通知が出ております。「子どもの目の機能は、生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健診において強い屈折以上、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています」として、このことを周知することと明確に明記されております。</p> <p>そこで、本町において、現状のこの検査方法で精密検査が必要とされた人の割合はどのくらいでしょうか。また、この保護者の方への視力検査の重要性の周知啓発はどのように行われているのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご発言のように、子どもの視力は生まれて物を見る視覚への刺激によって発達します。正常の発達では3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにほぼ完成すると言われてしているような状況でございます。</p> <p>しかし、屈折異常や斜視に伴う弱視は、日常では気づかれないことが多く、3歳児健診や就学前健診等の機会に発見されずに8歳頃までの感受性期間を過ぎてしまうと、その後の将来にわたって眼鏡をかけても視力が出ない状態になるというのは、先ほどの議員ご発言のとおりでございます。</p> <p>3歳児健診の案内に同封しております3歳児の視力検査のお知らせには、3歳児の視力の発達について、視力の異常を早期発見して治療することの必要性が記載されております。</p> <p>しかし、3歳児健診を受ける方の中には、検査の方法が理解できないなど、家庭でも健診会場でも検査が実施できない場合もありますので、その場合でも放置せず、3歳半頃までに再検査を家庭で実施することや、かかりつけ医に相談するような指導も行っております。</p>

	<p>次に、現状の視力検査方法により精密検査を必要とした人数というお尋ねでございます。令和2年度の実績でお答えしたいというふうに思っております。3歳児健診受診者266人中、眼科要精密検査該当者6人で2.25%となっております。この該当者につきましては、紹介状を発行して、眼科で受診をしていただいているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>3歳児健診で、視力の異常、そういう治療が遅れたり、また十分な視力が得られないということ、やっぱり保護者の方に十分に認識していただいて、この周知啓発を引き続き行っていく必要があると思います。</p> <p>日本小児眼科学会、また日本弱視斜視学会は、3歳児健診について、視覚異常の検出精度を向上させるために、市区町村が指定する会場で行う——異常があった場合です——この2次検査で問診、視力検査に加えて、フォトスクリーナーを用いた屈折検査や斜視の検査を併用することが望ましいと提言しております。</p> <p>フォトスクリーナーというのは、乳幼児の視覚スクリーニングのために開発されたもので、屈折検査や斜視の検査を多角的に行う検査機器として開発されて、操作も簡単で、眼科検査に不慣れな検査をする方も比較的容易に行えるそうです。</p> <p>瞳孔の写真——通常、黒い瞳、黒目のことを言いますが——この瞳孔の写真を何枚もいろんな角度から撮影することで、屈折異常や斜視の有無を検出するそうです。</p> <p>また、この機器本体は両手で軽く持てる形で、被験者からは1メートル離れた距離から測定できます。また、お母さんの膝の上でも検査可能で、乳幼児でも検査をスムーズに行える工夫として、鳥のさえずりの音、また点滅する光によって視線を固定するいわゆる固視を誘導する仕組みが搭載されております。</p> <p>モニターで目元を捉えると、数秒で検査が自動的に終了するので、スクリーニング完了率というのは、3歳児眼科健診で100%、発達障がい児で90%以上と報告がされております。</p> <p>また、新聞各紙によりますと、厚生労働省は、2022年度概算要求に、この屈折検査機器の導入を希望する市町村に対しまして、機器の購入費を半額補助するという方針を固めたともあります。</p> <p>3歳児健診の視力検査において、フォトスクリーナー導入検討のお考えをお尋ねいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在は母子保健法に基づいての検査方法を実施しており、議員お尋ねの屈折検査であるフォトスクリーナーは補助対象外で、コスト高、健診時間の延長、スタッフ増員などもあり、現時点では導入しておりません。</p> <p>しかしながら、議員もご発言されましたように、近年子どもの50人に1人に弱視があるとされており、弱視を早期発見し治療につなげる一つの機会として、3歳児健診での視力検査が大切な検査項目であることから、近年、簡便に実施できる機器もできたことから、精度を上げるために屈折検査機器を導入し、弱視の発見率を上げるという自治体の取り組みも増えております。</p> <p>また、議員ご発言のとおり、国でも令和4年度予算概算要求の中で、新たに地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るとして、母子保健対策強化事業の中に屈折検査機器等の整備が盛り込まれ、補助対象事業となる予定でもございます。</p> <p>令和2年度の実績では、3歳児健診時点では視力検査が実施できずに要観察とな</p>

	<p>った方が17名おりました。要観察となった方には3歳半頃までに再検査を家庭で実施するよう保健指導を行っておりますけども、中には、言語発達やコミュニケーションの発達に課題を抱えており、検査の方法の理解ができずに検査が実施できない場合や、見えるか見えないかを伝えることができないケースも含まれております。</p> <p>検査機器を導入することで家庭での検査の実施が難しい方にも簡便に検査を実施することができ、視力の異常の早期発見、早期治療につなげることができると、3歳児健診現場での検査機器の必要性を考えている現状もございます。</p> <p>これらのことを踏まえまして、予算との兼ね合いもございますが、3歳児健診における視覚検査の精度を上げ、充実した健診内容に向けて、検査機器導入及び検査体制の整備を前向きに検討したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	石橋議員
石橋議員	<p>子どもは自分の見え方をうまく説明できないということもあり、3歳児健診での視覚異常を早期に発見して適切な治療につなげるためにも、前向きに検討をすることでお返事をいただきました。子どもたちの未来のためにも、検査において高い精度の視覚異常を発見でき、早期治療につながるこのフォトスクリーナーを、一日も早く導入していただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議長	これで、4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>午後2時から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13:45)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
議長	12番 河内直子議員
河内議員	<p>すみません、マスクをすると眼鏡が曇るので、マスクを外して質問をさせていただきます。</p> <p>通告に従い、環境を守る取り組みについて、子どもたちを取り巻く問題について、大きく2点お尋ねをいたします。</p> <p>まず最初に、気候変動対策についてお尋ねをします。</p> <p>イギリス北部グラスゴーで開かれた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆるCOP26は、先月13日、石炭火力発電の段階的削減の加速や、各国の温室ガス排出削減目標の強化を呼びかけた成果文書を採択し、閉幕しました。</p> <p>今、世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっています。日本でも、気候変動による脅威と被害は経験したことがない豪雨や暴風、猛暑など、極めて深刻です。今年の夏も、大雨特別警報や緊急安全確保の指示が頻繁に出され、洪水、土石流が起り、多数の死者や行方不明者、大きな被害がもたらされています。</p> <p>豪雨水害では、1兆1,580億円もの最大の被害額となった2018年の西日本豪雨、千曲川や阿武隈川の堤防が決壊した2019年の台風19号、球磨川水系での大洪水が起きた2020年の熊本豪雨など、何十年に一度とされる豪雨災害が毎年発生しています。</p> <p>猛暑も頻繁に起きるようになり、2018年の夏の猛暑は各地で40度を超え、5月から9月までの間、熱中症による救急搬送人数は9万5,137人と過去最多と</p>

	<p>なりました。</p> <p>海水温の上昇や海流の変化は、異常気象の原因となるとともに、海の生態系に悪影響を及ぼし、漁業への打撃ともなっています。</p> <p>ドイツの環境シンクタンク——ジャーマンウオッチで、日本は、西日本豪雨や猛暑、台風21号などがあった2018年に、気候変動の被害を受けやすい国ランキングで世界1位となり、翌2019年も台風19号の被害などで第4位となりました。</p> <p>気候危機は日本に住む私たちにとっても緊急に解決しなければならない、まさに死活的な大問題となっていると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>国連気候変動に関する政府間パネル1.5度特別報告書は、2030年までに大気中への温室効果ガス、その大半はCO₂です。その排出を2010年度比で45%を削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。</p> <p>たとえ気温上昇を1.5度に抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食料生産も減少するなど、人類と地球環境は打撃を受けますが、それを上回る気温上昇となると、その打撃は甚大なものとなります。2度上昇すれば、洪水のリスクにさらされる人口は2.7倍に増加し、サンゴの生息域は99%減少してしまいます。さらに、大気中の温室効果ガスが一定濃度を超えてしまうと、後戻りできなくなり、3度から4度上昇してしまうと、気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまいます。</p> <p>2015年に採択されたパリ協定は、それを避けるために、上昇幅2度を十分に下回り1.5度以内に抑えることを目的として、日本を含む世界196か国が合意して締結したものです。</p> <p>自民・公明政権は、パリ協定から6年も経った昨年、やっと2050年カーボンゼロを掲げました。政府が4月に発表した2030年度の削減目標は、2013年度比で46%削減です。これは、2010年度比にすると42%減であり、国連が示した2030年までに2010年比45%減という全世界平均よりも低い、恥ずかしいものと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>世界の先進国は2030年までに、EUは1990年比で55%減、イギリスは1990年比で68%以上減、2035年には78%減、バイデン政権の下、パリ協定に復帰したアメリカは、2005年比で50%から52%減など、最低でも50%以上60%台の削減目標を掲げています。</p> <p>先進国には、産業革命以来、CO₂を長期に排出してきた大きな責任があります。また、高い技術力と経済力も持っています。日本には世界平均以上の目標でCO₂削減を進める責任があるのではないのでしょうか。目標が低過ぎるのではと考えますが、町長の見解をお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>気候変動、本町においても実感しているところでございます。大きな災害、未曾有の災害に見舞われた、ため池決壊等でもございました。そのことありまして、今世界中に、グローバルに気候変動の問題、そしてまたローカリティに様々な取り組みがなされているところでございます。</p> <p>私どもといたしましては、地方公共団体といたしましては、物事はもちろんグローバルに考えますけれども、国政レベルは国政のほうでしっかり議論をいただき、対外折衝にあたっていただきたい。外交問題は地方自治の権限外でございます。したがって、本庁で出来得ることに努力していくべきだと、そのことに少し触れたいと思います。</p>

	<p>気候変動の影響を考えると、より高い温室効果ガスの削減目標が望ましいかもしれませんが、まずは自治体で、国の示す削減目標を着実にクリアすることが重要と捉えております。来年度は、第2次筑前町環境基本計画の中間見直し及び第4次筑前町地球温暖化対策実行計画の策定年度であるため、既存の取り組みに加え、国・県の施策を活用し、効果のある内容を検討してまいります。前向きに進めてまいります。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>国連は石炭火力からの計画的な撤退を強く要請し、グテーレス事務総長は、日本などの最も豊かな国々に石炭火力発電の2030年までの段階的な廃止を求めています。</p> <p>ところが、自民・公明政権は、7月21日に発表した第6次エネルギー基本計画で、2030年度の発電量の石炭火力の割合を26%から19%にするとしたのみで、石炭火力からの撤退を表明しません。</p> <p>既に、イギリスは2024年、フランスは2022年、イタリアは2025年、カナダは2030年、ドイツは2038年など、多くの国々が石炭火力からの撤退年限を表明し、アメリカは2035年までに電力部門のCO₂排出実質ゼロを表明しています。</p> <p>それどころか、自民・公明政権は、国内で9件の大規模な石炭火力の建設を進め、インドネシア、バングラデシュやベトナムへの石炭火力輸出も推進しています。これでは、30年、50年先までCO₂を大量に排出し続けることになってしまいます。</p> <p>石炭火力の新規建設計画、輸出を中止し、既存の石炭火力についても2030年をめどに計画的に廃止するエネルギー政策に転換することは、脱炭素に真面目に取り組むかどうかの試金石と考えますが、町長の見解をお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>石炭等に頼らない電力の発電を、方向性としては全くそのとおりでありますが、これは国の施策でありまして、国の施策がより推進されることを期待するものであります。</p> <p>本町といたしましては、できるだけ自前で発電できる装置等々の準備、さらには整備を進めていきたいと考えます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>エネルギー基本計画では、2030年度に原発で発電量の20%から22%を賄うとしています。現在の原発による発電量は全体の6%程度ですから、老朽炉を含む27基程度の原発を再稼働しようというのです。原発は放射能汚染という最悪の環境破壊を引き起こします。事故が起きなくても、使用済み核燃料が増え続け、数万年先まで環境を脅かし続けます。最悪の環境破壊を引き起こす原発を「環境のため」と言って推進するほど無責任な政治はありません。</p> <p>しかも、原発に固執するエネルギー政策は、危険な老朽原発の延命をしても、近い将来の新增設が必要となります。しかし、福島原発事故を経験し、多くの国民が原発ゼロを望んでいる日本で、どこに新しい原発を造れるところがあるでしょうか。原発の新增設を前提としたエネルギー政策は、電力供給の面でも破綻する無責任な政策と考えますが、町長の見解をお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>原発につきましては、本当に所在市町村のご苦労はさぞかしだと察します。であります。現状として原発に頼らざるを得ない経済あるいは国民生活がございます。そのことも含めて、より高度な議論を国のほうで活発にやっていただきたいと。そ</p>

	して、より自然エネルギーの比率を高めていただきたいと、そういった思いでございます。
議 長	河内議員
河内議員	<p>政府は、石炭火力の継続建設を前提に、火力で排出されるCO₂を回収し、地下に貯蔵する技術で火力の燃料にアンモニアを混ぜたり、アンモニア単独で燃やす技術、水素の利用技術などを今後開発してCO₂を減らすとしています。</p> <p>しかし、これらはどれも実現するかどうか定かではないものばかりです。例えば、CO₂を回収できたとしても、国内には地下に安定的に貯留できる適地はありません。また、コストも高額になります。アンモニアを混ぜても、火力発電で化石燃料が多く消費されることに変わりはありません。水素の生成には大量の電力を必要としますが、その電力を化石燃料でつくったら何ものもありません。再生可能エネルギーを使った電力で、水素を生成したとしても、エネルギーロスが生まれ、そのまま電力として利用したほうが効率的です。再生可能エネルギーに余裕ができる将来の話なら別ですが、2030年までという期間では非現実的と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>未来のためのエネルギー転換研究グループからは、既存の省エネ、再エネの技術だけでも、CO₂を93%削減できるという提言もあります。2030年までに緊急にCO₂の大幅な削減が求められている状況では、既存の技術や実用化のめどが立っている技術を積極的に普及、導入することで、直ちに削減に踏み出すことが必要と考えますが、町長の見解をお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>地方議会の一首長のこの場での発言といたしましては、新技術の開発に期待をすると。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>I P C C気候変動に関する政府間パネルは、今年8月に新たな報告書を発表し、人間の影響が温暖化させてきたことにはもはや疑う余地はないとしました。同時に、これからの10年の思い切った削減と、2050年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを達成し、その後も大気中のCO₂の濃度を下げる努力を続けることによって、21世紀の最後の20年には1.4度まで気温の上昇を抑えることができることも示しました。</p> <p>新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなど新しい感染症が次々と出現し、人類社会の大きな脅威となっていますが、この背景にも森林破壊をはじめとした環境破壊、地球温暖化があるのではないのでしょうか。</p> <p>既に世界の平均気温は1.1から1.2度上昇しており、破局的な気候変動を回避するために取り組める時間は長くありません。10年足らずの間に、全世界のCO₂排出を半分近くまで減らせるかどうか、ここに人類の将来がかかっていると申し述べ、次に進みます。</p> <p>次に、実際の削減計画はできているのかということについて、お尋ねします。</p> <p>気候危機に対応する現行の国内法としては、1998年に成立した地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温対法があります。これは、前年の国連気候変動枠組条約第3回締約国会議——COP3で採択された史上初の温室効果ガス削減のための国際的取り決めである京都議定書を受けて定められたものです。</p> <p>京都議定書は、日本のように、歴史的な温室効果ガスの排出責任が重く、一人あたりの排出量も大きい先進国に対し、法的拘束力のある具体的な削減義務を課しました。</p>

	<p>世界的に地球温暖化対策の法整備が進む中で、日本でも、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたのが温対法です。温対法によって、都道府県及び市町村が単独でまたは共同して、自治体の事務及び事業に関し地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置などに取り組むよう義務づけられました。</p> <p>地方公共団体実行計画は、自治体施設の温室効果ガス排出削減対策を全ての自治体と地方公共団体に義務づけた事務事業編と、都道府県と指定都市、中核市に義務づけられ、個人、民間を含む行政区全体の対策を定めた区域施策編があります。</p> <p>市町村のマンパワー不足、専門知識の不足が指摘される中、全ての自治体と地方公共団体に義務づけられた事務事業編については、2020年10月1日現在で、これまで一度も策定したことのない未策定団体が34.5%、また、計画策定済みの団体のうち18%は計画期間が経過したものの、未改定となっています。</p> <p>そんな中、筑前町では、第3次まで改定を行い、来年2020年度には第4次改定、2023年度から2027年度までを計画していると伺っています。改めて、担当職員の皆様方の不断の努力に敬意を表したいと思います。</p> <p>また、この間には2001年がアメリカブッシュ政権による京都議定書離脱、2013年から2020年の間、日本の京都議定書への不参加という事態もありました。その後、2015年のCOP21では、京都議定書に続く温室効果ガス削減の取り決めとしてパリ協定が採択されました。そこでは、先ほども申し述べましたが、科学的知見を踏まえ、今世紀末の気温上昇を2度未満、1.5度に抑えることを目指すとされました。さらに、2018年のIPCC国連気候変動に関する政府間パネルの1.5度の特別報告書によって、温室効果ガス排出量の削減目標のさらなる引き上げを目指すことが国際的な流れとなり、石炭火力に固執し批判されてきた日本も、2020年10月によりやく2050年カーボンニュートラル、2050年に脱炭素社会を目指すことを宣言しました。</p> <p>こうした動きを受け、今年の204通常国会で温対法改正が行われました。その主な内容は、カーボンニュートラルを基本理念に盛り込む、地方公共団体実行計画区域施策編の策定を指定都市、中核市以外の自治体に対して努力義務とし、地域脱炭素化促進事業として、促進区域の設定や地域の脱炭素化のための取り組みと併せ、地域経済社会の持続的発展に資する取り組みを定めることを求めています。</p> <p>この努力目標とされている地方公共団体実行計画区域施策編を策定されるのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化実行計画においては、先ほどから発言があつていきますように、事務事業編と、区域施策編の作成が求められております。事務事業編につきましては、5年周期で世界、国、県の環境施策を基に、また、町施設それぞれの現状や利用状況を基に、エネルギー診断などを行いながら作成しているところです。</p> <p>区域施策編につきましては、事業所等と連携したCO₂削減を目的とするもので、中核未満の市及び町村では努力義務とされており、現時点では策定の予定はございません。</p> <p>来年度は、役場を一つの事業所として温室効果ガス排出量削減に公的機関として率先して取り組む第4次地球温暖化対策実行計画事務事業編の策定と併せて、町の環境施策を総合的に計画する第2次環境基本計画の中間見直し策定を予定しており、その中で、温室効果ガスの削減につきましては検討してまいります。</p>

	以上です。
議 長	河内議員
河内議員	<p>2050年カーボンニュートラルは、パリ協定の今世紀末の気温上昇を1.5度に抑えるための最低限の目標です。</p> <p>8月に出された第6次評価報告書第一部会報告書、IPCC報告書でも既に気温上昇が1.2度を超えており、どのような削減経路を巡るかによっては、2050年の段階では1.6度を超え、1.5度に戻すためには大きな困難を伴う危険性があるとされています。気温上昇による危険を回避するためには、早急に温室効果ガスの排出量削減に取り組む必要があります。そのために、2030年の中間目標をどうするかは、今後の社会の在り方を示す上で、大きなメッセージを出すものであり、重要な目標設定となります。</p> <p>2030年削減目標をめぐることは、4月24日に、当時の菅首相は46%と表明しましたが、国内外の多くの識者やNGOが「低過ぎる」と批判しています。</p> <p>先ほどの町長への質問の中でも申し述べましたが、国の削減目標は世界平均以下です。計画の見直しがあるということですが、全世界の平均より低い国の削減目標に準ずるのではなく、町独自の高い削減目標を持って策定にあたっていただくようお願いし、次に進みます。</p> <p>次に、最大級の環境破壊を引き起こす核兵器、核兵器禁止条約批准を国に強く求めるべきではということでお尋ねします。</p> <p>この質問は、令和1年9月議会でも取り上げ、町長の見解をお尋ねしたところです。そのときの答弁で、「筑前町も加盟している平和首長会議の中で、2017年から2020年までの平和首長会議行動計画を策定し、取り組みを進めている。その中でも重点的な取り組みとして、市民社会の総意として、核兵器を廃絶することが今後のあるべき姿だ」という認識を核保有国に共有してもらい、条約批准につなげていくということで、核兵器禁止条約批准に向けた取り組みを推進している」という答弁でした。</p> <p>2020年までの行動計画が終了したわけですが、いまだに政府は禁止条約批准に背を向けています。今後、平和首長会議で禁止条約批准に向け、どのような計画を予定しているのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町も加盟しております平和首長会議には、世界165か国、8,054都市が加盟しております。国内では全国1,741市町村のうち1,734市町村が加盟しており、同会議は、昨年末に終了した2020ビジョンに代わる新ビジョンとして、持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのPXビジョンと、平和首長会議行動計画を、本年11月にまとめました。</p> <p>平和首長会議では、行動計画に基づき取り組みを進めており、その中で重点的な取り組みとして、核兵器禁止条約批准に向けた取り組みを推進しています。</p> <p>また、政府に対しては、来年3月に開催が予定されております核兵器禁止条約の第1回締約国会議において、オブザーバーとして参加して、核兵器廃絶のためにリーダーシップを発揮していただくよう要望しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>岸田首相は、田頭町長と同じに、「聞く耳を持っている」と言っています。全国の大半の首長が加盟している平和首長会議の声が届いていないとは言わせません。今後とも、平和首長会議にも強く働きかけていただき、核兵器のない平和な社会づく</p>

	<p>りのため、ご尽力してくださることを期待して、次に進みます。</p> <p>次に、子どもたちを取り巻く問題についてお尋ねをします。</p> <p>まず初めに、就学援助制度についてお尋ねをいたします。</p> <p>コロナ禍の下、子どもたちも慣れないマスクをして学校へ通っています。子ども用マスクは、需要と供給の関係からか、大人用に比べ割高となっています。マスクは一枚あればいいというわけではありません。洗い替えも必要です。使い捨てであれば何枚あっても足りません。学校に通わせるために、今まで要らなかったマスク代が家計から流出しています。</p> <p>就学援助制度とは、皆さんご承知のとおり、義務教育は無償とした憲法第26条など関係法に基づいて、小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。</p> <p>コロナ禍の下、学校へ行くためにはマスクは必需品となっています。夜須地区の各小学校後援会では、以前マスクが品薄になり、手に入りにくかった時期に、子どもたちにマスクをプレゼントし、大変喜ばれたこともありました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナ感染対応地方創生臨時交付金事業を活用し、就学援助の支給品目にマスク代を加えるべきと考えますが、見解をお尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>就学援助につきましては、生活保護支給世帯の要保護、生活保護世帯に準ずる世帯の準要保護がございます。要保護の就学援助につきましては、一定の補助対象が定められておりますが、準要保護については、この補助対象と近隣自治体の状況を検討し定めているところでございます。</p> <p>この制度の対象項目は、あくまでも就学に必要な援助、これを行うこととしておりますので、マスク援助はこの制度の項目になじまないというふうに考えておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>国の就学援助支給項目には、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が入っていますが、町ではきちんと支給項目に入っているのか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えします。</p> <p>クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、いずれも支給項目に入っておりません。研究して、今後の課題とさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>この項目が国の支給項目に入ったのは10年前です。10年前から支給してないということですね。就学援助支給の補助項目で、国の基準にない自治体独自の施策として、眼鏡、コンタクトレンズ購入費、運動着費、社会見学費、校外活動費、修学旅行準備金、卒業記念品代、検眼料、ヘルメット購入費などを実施している自治体もあります。さらなる就学援助の拡大を求め、次に進みます。</p> <p>最後に、コロナ禍の下での子どもたちの心のケアについてお尋ねをします。</p> <p>本来の子どもの姿は、大きな声ではしゃぎ回って、友達と遊び、学び、時には羽目を外し、けんかして、仲直りをしながら成長していくものではないでしょうか。</p> <p>しかし、このコロナ禍の下、大声は出さない、食事のときは黙食、密が避けられない教室など、制約された日々を過ごしています。大人の私たちでさえ、コロナの一日も早い収束を願いながらも辟易しています。</p>

	<p>豊かな国日本の中で、欲しいものはすぐ手に入る、我慢することが出来にくくなっている昨今、コロナ禍でいきなり我慢を強いられているわけですから、子どもたちの心は今、大変なことになっているのではと、とても心配しています。</p> <p>子どもたちの心に寄り添う心のケアが必要と考えます。何か具体的な施策はしているのか、こども課長、教育課長にお尋ねします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。こうした中でも、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、各学校では校長のリーダーシップの下、教職員一丸となって感染症対策と教育活動の両立のため全力を尽くしていただいております。</p> <p>さて、ご指摘のとおり、教育委員会としても、子どもたちの心のケアは引き続き重要な課題であると受け止めておるところでございます。令和元年度末の臨時休校時からこれまで、文部科学省から出される各種通知文書等に基づきまして、福岡県教育委員会に準じる形で対応を続けてまいりました。</p> <p>時系列で述べますと、昨年度の臨時休業中には、各学級担任を中心に、電話等による児童生徒との定期的な連絡を行いました。また、ホームページを活用し、先生からの応援メッセージを届けておるところでございます。臨時休業明けには、チェックリストを活用した担任等による児童生徒の観察指導、それから児童生徒のアンケート結果を活用した担任あるいはスクールカウンセラーによる教育指導、相談等を実施したところでございます。保護者に対しましても、お便り等を通して、注意すべき子どもの様子について知らせるとともに、子どもの見守りと学校との協働、連携のお願いを行ったところでございます。これらのことは、現在も引き続き取り組んでおるところでございます。</p> <p>あわせて、学校現場で感染症対策や心のケアなどを最前線で支える教職員の精神面の負担も考慮し、管理職による定期的な面談、安心して相談できる専門機関の紹介等も行っているところでございます。教職員の心のケアを重視し、本年度の教育長、校長会の研修会では、教師のSOSに応える管理職の在り方という演題での専門家を招聘しての講演も予定しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	こども課長
こども課長	<p>お答えします。</p> <p>こども課のほうになります。</p> <p>コロナ禍で子どもたちが安心して保育を受けられるように、保育所では、子どもたちに手洗いの徹底をさせるほかに、保育士が毎日、机、おもちゃ、トイレ等の使用したものを小まめに消毒、保護者へ朝夕の声かけや安心メールの送信、コロナ禍で休みを取られている気になる家庭については電話連絡や家庭訪問などを行っております。</p> <p>保育士たちも、業務が多忙な中に、子どもたちが安心して通常どおりの保育ができるように日頃から心がけ、子どもたちの変化に気づけるように声かけなどを行っているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>今後とも、子どもたちの心に寄り添った心のケアをお願いします。</p> <p>大空の下、一日も早く子どもたちの笑い声が響き渡り、子どもたちの笑顔が見られる日が来ることを願い、私の質問を終わります。</p>

議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 2時50分から再開いたします。 (14:41)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (14:50)
議 長	10番 山本久矢議員
山本久矢議員	<p>通告書に基づき質問をいたしたいと思います。</p> <p>高齢者の福祉対策についてということで、細かく4つに分けております。</p> <p>自分自身もう高齢者の仲間入りで68歳を迎えておりますが、現在、私事ではありますが、母親も95歳、もう96歳になろうとしております。週5回ほどデイサービスには通っております。ふだんの生活にはそんなに差し支えございませんが、「ご飯食べたっちゃんか」とか、「お宅は誰ですか」と、私自身が言われることがあります。そういう家族、両親であります。日頃のデイサービスに行かないときは、デイサービスに行ったときは4時40分前後に帰ってきますが、それからの世話と言ったらいかんかかもしれませんが、結構きつい場面もあります。排泄の部分もありますが、そういった片づけ等も、正直言って苦勞しております。</p> <p>もちろん、私の女房、嫁さんのほうがしっかりと世話をやってくれておりますから、だいぶ助かるんですけど、日曜、月曜等、議会がないときには私が一緒に過ごしております。そういった状況なんです。自分だけじゃない、いろんな家庭、状況もあると思います。だんだんだんだん高齢社会、真ただ中ですよ、自分自身も高齢者を支える、お袋を支える。同じようなことを言っておりますが、自分の家庭じゃなくて、筑前町の全体のことについての質問ですけども、自分の家庭もそういう状況でありますということをお伝えして、質問に入りたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>高齢者の見守り状況についてということで出しております。元気な高齢者もおられますよね、80何ぼ90何ぼでも、うちはもう助けは要らないよと元気で一人で暮らしてあるお年寄りもおられます。また、見守りに、うちに来てほしくない、まだ自分で元気でできるから大丈夫ですという方もおられますが、それ以外のちょっと体が動きづらい、体の不自由な高齢者もおられると思います。</p> <p>その中でお伺いしたいのは、町はどのような高齢者の方々の見守り対策を実施してあるのか、行ってあるのかお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>9月議会でも説明させていただいておりましたが、高齢者等の見守りについては、町は、行政区等の地域で実施していただいております見守りネットワーク事業として、その立ち上げに要した費用の一部を、最長8年間、町補助を行って、ほぼ町内全域でその補助が終了したところです。</p> <p>その終了に際しまして、地域での見守りの取り組み状況を、昨年度、行政区と地域へ調査を行いました。その調査結果といたしましては、その町補助が終了後も、それぞれの行政区、地域に応じた見守りの取り組みが継続し、実施されておりました。</p> <p>今後も町においては、民生委員や行政区をはじめ、地域と連携し、見守りが必要な高齢者等の支援を行いたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>今の課長の返答で理解できました。十分に行ってあると思いますが、さらにやっぱり心の行き届いたいろんな見守りサービス、重ねて、もちろん継続的にもやられると思いますが、今以上にしっかりお年寄りを、お年寄りだけじゃない独居老人、全ての方もそうですが、見守りをよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>2番目に、民生委員さんと社会福祉協議会との連携について。</p> <p>例えば、民生委員さんが社会福祉協議会と連携し、高齢者等の見守り、またお世話等をしてあると思います。地域福祉増進のために活動をされているとは思いますが、その内容についてお尋ねいたします。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>民生委員の方は、担当地域の住民から相談を受け、その状況に応じた高齢者見守り等の必要な支援を行っておりまして、そういった支援を通じて、地域福祉の増進を図っていただいております。</p> <p>社会福祉協議会につきましては、地域住民や福祉事業所及び民生委員をはじめ、福祉関係者と連携し、地域福祉の増進のために活動する団体です。日頃から、各地域でのいきいきサロンをはじめ、地域の民生委員さんと連携し、地域福祉増進のため活動に取り組んでおられます。</p> <p>また、社会福祉協議会は、民生委員との直接的な連携ではございませんが、町内社会福祉法人連絡会と連携し、ライフレスキュー事業として生活困窮者等への支援を実施中で、コロナ禍で増え続ける生活困窮者や、行政の行き届かない方への支援も、地域福祉増進のため、実施していただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>民生委員さんと社会福祉協議会との関わりと、またサービス等は理解できましたが、ほかに民生委員さん以外に、地域の方々の見守り等もあっていると思います。みんな協力し合って、隣近所で協力し合って、地域の高齢者等なり独り住まいの方々の見守りをずっと続けていっていただきたいなと思います。</p> <p>では、3番目にお尋ねをいたしたいと思います。</p> <p>独居老人の状況についてということで、筑前町ではございませんが、地域によっては、私は元気ですよ、お年寄りがいますよとか、独り住まいのところとかは黄色い旗ですね、地域によってはブルーの旗もあるみたいなんです、黄色い旗を出して、ちゃんと過ごしていますよとか、元気ですよとか、地域の方に知っていただいているようです。で、黄色い旗が出てないと、「あそこのおじいちゃん、おばあちゃん、どげんやろか。元気ですか」とか、分かっている人が訪ねて、トントンとたたいて、「どげんしようね」と。そしたら、旗を出し忘れとったという状況もあるらしいです。ですので、そういった分かりやすいような、地域の方が分かるようなシステムもできたらいいなと思います。</p> <p>それで、お尋ねは、先ほども申しましたが、町内の独居高齢者世帯数及び町としてどのような支援をしておられるのか、また、今後どのようにやっていかれるのかをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>65歳以上の独居高齢者世帯は、11月1日時点で1,741世帯、全世帯数の14.8%。例年、おおよそですが60世帯ほど増加しております。</p> <p>先ほど議員の話にもございましたが、独居高齢者であっても現在は元気な状態の</p>

	<p>方が大多数ですが、町全体としては、高齢化や独居高齢者の世帯数の増加により、地域あるいは町への支援の相談が増加傾向にあります。</p> <p>地域というのは民生委員さん主体でございますが、そういった相談件数は、町への相談件数も含めて増加傾向にあります。</p> <p>独居老人については、先ほど説明しました行政区をはじめ、地域で見守り、さらには、町は郵便局、電力会社、ごみ収集業者、新聞、牛乳販売店、宅配業者と連携しております。例えば、電気やテレビがずっとつきたままで、家の中には誰かおられるという状態を想定されますが、郵便物がたまっているなど通常ではない状態がありますと、各事業所から連絡が入りまして、それを親族等へ連絡しつないでおります。親族がおられない場合もございますが、その場合は、福祉課立ち会いの下、警察が宅内に侵入し、早期発見につながった事例もございます。</p> <p>また、独居の方で状態がかなり重度で発作等の持病がある、そういった場合、一定の条件に該当する方は、町が緊急通報システムを貸し出しておりまして、緊急事態に対応する支援も行っておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>民間のそういった新聞店なり、宅配業者なり、ごみ収集車の業者なりと協力、連絡も取っていただければ、また異変を感じられた場合は即、町へ通報なり警察へ通報といったシステムは素晴らしいことだと思います。今後とも、もちろん続けていかれるでしょうけど、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次に、先ほども申し上げましたが、私的ですけども、自分も68歳で、我が家は3人、母親と一緒に過ごしておりますが、老老介護の実態についてということで、高齢者のみの世帯数や、老老介護で支援が必要となった場合、町は、福祉課はどのような支援をされているのか、お尋ねしたいと思います。現在の状況もよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど説明いたしました、先ほどの独居ではないんですけども、65歳以上の高齢者のみの世帯は、11月1日時点で3,271世帯、全世帯数の27.7%。数値データ的にはこのようになってございますが、先ほどから申しておりますように、元気な高齢者も大多数おられまして、高齢者のみの世帯の全てが支援が必要な世帯ではございません。しかし、介護支援者の高齢化に伴い、介護が難しくなったという相談も増えてきておる状況でございます。</p> <p>町は、このような相談に対し、まずは十分傾聴し、そのニーズに応じた必要な支援、例えば、皆さん方の地元地域でのいきいきサロン、ないしはサービス事業所の施設、通所デイサービス、あるいは居宅介護サービス等を提供し、住み慣れた地域で暮らせるよう支援を行っております。</p> <p>また、高齢になっても元気で住み慣れた地域で生き生きと暮らせるように、町では介護予防教室あるいは認知症サポーター養成事業等を実施するとともに、こういった教室や事業に参加いただいた元気な高齢者は、高齢者の地元の地域いきいきサロン等へ参加もお願ひし、場合によってはいきいきサロンの支援者側としての参加もお願ひしておるところでございます。</p> <p>このように、元気なときから地元のいきいきサロン等へご参加いただくことで、支援が必要になったとき、スムーズに支援が受けられるものと考え、これからはますます増えると思われまます老老介護にも対応できる取り組みの一つと考えておりますし、地域共生社会づくり実現のために、介護と予防、支援など、地域包括的な支援</p>

	<p>を行い、介護が必要な状態となったとしても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、支援をしたいと考えておるところです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>丁寧な説明なり解説、ありがとうございます。</p> <p>次に、4番目の関連でございます。</p> <p>若干さっきの質問と重なる部分がありますが、支援サービスが必要な方だと考えれば、本人が支援サービスを拒否される、うちはまだよかよ、私はまだ元気ですよと、そういった理由でサービスを利用されない、または利用できない方への対応としてはどのようにされているのでしょうか。本人が支援サービスを拒否された場合の町としての対応はどのようにされているのでしょうか。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員からありましたように、支援サービスが必要な方ではありますが、本人がその支援サービスを拒否されるなど、何らかの理由でサービスを利用できない人におきましては、その人それぞれその状況に至るまでの様々な経緯や事情等がございます。町の対応については、それに対して一概に言うことはできませんけども、基本的に町では、まず、先ほどから言っておりますように、本人と十分な面談を行いまして、十分本人の意向を傾聴いたしまして、本人の意向に沿って、必要なサービス提供に向け、様々な調整を行います。</p> <p>場合によっては、本人の意思が確認できない場合などは、家族や親族にもご協力いただき、サービス提供に向けた調整を行います。町はできる限り支援を行いますが、その限界もありますので、家族や親族、地域の方の支援も不可欠です。</p> <p>いずれにせよ、サービス提供まで時間を要する場合もございます。それまでの間は、家族や親族だけでなく、民生委員さんをはじめ、地域の方々のできる限りの見回り等のご協力もお願いしております。そういったケースの一つに、山本久矢議員をはじめ、地域の方々にできる限りの支援をいただいております。感謝申し上げます。</p> <p>様々なケースがございますが、今後も町は、地域の方々と連携しながら、できる限りの支援を行っていきたいというふうに考えているところです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>現在もしっかりとやられておりますが、今後とも行っていただけるということでですので、高齢者だけでなく、今後とも福祉が必要な方、高齢者を含めてのいろんな障害を持ってある方なり、いろんな場合の援助が、支援があると思います。</p> <p>今後とも、しっかりと支援を施していただき、安心安全で暮らせる、やっぱり筑前町に住んどってよかったというようなまちをつくらせていただきたいと思います。もちろん頑張っていきますが、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>これで一般質問を終わります。</p>
議 長	これで、10番 山本久矢議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これで本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(15:13)